

平成 29 年度業務実績

平成 30 年 6 月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

目次

■ 平成 29 年度の業務の概況	2
■ 平成 29 年度の業務実績	7
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	8
1 組織運営の効率化	8
2 一般管理費の縮減	8
3 調達等合理化の取組の推進	9
4 積極的な情報公開	9
5 業務評価の実施	12
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置	12
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け	12
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済	14
3 会社に対するスマートICの整備及び 首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け	20
4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	20
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	21
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務	22
7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	24
8 業務遂行に当たっての取組	24
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	26
1 財務体質の強化	26
2 予算	26
3 収支計画	26
4 資金計画	26
IV 短期借入金の限度額	27
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	27
VI VIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	27
VII 剰余金の使途	27
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	28
1 施設及び設備に関する計画	28
2 業務の実施について	28
3 人事に関する計画	28
4 内部統制について	29
5 機構法第二十一条第三項に規定する積立金の使途	30
■ 参考資料	
資料1 契約状況	
資料2 債務の返済と財務諸表の関係	
資料3 各会社のアウトカム指標一覧表(平成 29年度)	
資料4 助成金交付実績(概要)	
資料5 高速道路機構の各組織の職員数と主な業務	
資料6 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役職員の報酬・給与等について	

平成 29 年度の業務の概況

平成 29 年度の業務の概況

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、平成 29 年度において、第 3 期中期目標期間(平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)における中期目標を達成すべく、①債務の確実な返済、②会社(高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。)と連携した高速道路事業の円滑な実施、③業務運営の効率性と透明性の確保の 3 点について、以下のような取組を重点的に推進した。

1. 債務の確実な返済

債務の早期の確実な返済のため、以下のような取組を行い、国民負担の軽減に努めた。

(1)協定(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。)第 13 条第 1 項に規定する協定をいう。以下同じ。)及び業務実施計画(機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)の以下の変更にあたっては関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を見直した。

1)平成 29 年 8 月における協定変更の概要

①対象路線網:全国路線網

②変更内容

- ・スマートインターチェンジ 9 箇所を追加
- ・耐震対策の追加 等

2)平成 30 年 3 月における協定変更の概要

①対象路線網:全国路線網、阪神高速道路に係る地域路線網、一の路線

②変更内容

- ・財政投融资を活用した大都市圏環状道路等の整備加速や耐震強化対策の加速への対応
- ・「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の改訂」(平成 29 年 12 月 22 日)を踏まえた新しい料金水準、有料道路事業の導入等への対応 等

これらの協定及び業務実施計画の見直しの内容等については、ホームページでわかりやすく公表した。

(2)料金収入は、計画を 3,044 億円(11.7%)上回る 2 兆 9,002 億円となり、貸付料収入は計画を 2,834 億円(14.9%)上回る 2 兆 1,833 億円となった。また、会社からの債務引受額が計画を 9,857 億円(▲41.9%)下回る 1 兆 3,659 億円となったことなどから、平成 29 年度末時点における有利子債務残高は、計画値 28 兆 5,477 億円に対して 26 兆 9,874 億円となった。

(3)資金調達については、長期/超長期・固定を基本としつつ、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達を拡充した。

10 年を超える超長期年限の購入層拡大に向け、大手生命保険、全国の市町村・財団法人・事業法人等に加えて、宗教法人等にも IR 活動を積極的に行うなど、幅広い投資家の需要を掘り起した。これにより、政府保証債・財投機関債の 40 年債を 3,100 億円(前年度は 2,100 億円)発行するなど、年限の長期化を図った。

これらの結果、調達全体に占める超長期年限の割合は 63%、平均調達年限は 21.7 年となり、平均調達利率は 0.59%という低い水準で、総額 1 兆 6,690 億円の資金を安定的に調達した。

以上の取組により、将来の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高めた。

2. 会社と連携した高速道路事業の円滑な実施

会社と連携協力しつつ、管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け等の業務を適切に実施した。

(1)高速道路網については、新名神高速道路(城陽～八幡京田辺)等 59.3km の新規供用があり、年度末における高速道路の供用区間延長が 10,181km となった。

(2)道路管理者の権限の代行については、道路管理者の権限を行使する機構と現場において維持管理を行う会社が連携し、3,379 件の占用許可、5,797 件の特殊車両通行許可、5,693 件の車限令違反措置命令などを行い、高速道路の管理を適正かつ円滑に実施した。これらの業務運営のさらなる適正化、迅速化及び効率化のため、6 会社と連携を強化し、以下の取組を行った。

① 定型化が可能となる権限代行業務について、会社が適合性を予め適切に確認できるようにするため、許可時に必要な確認項目をまとめたチェックリストを活用し、手続に要する時間を約 4 分の 1 に短縮したほか、チェックリストの対象を拡大した。

② また、違反車両取締り及び特殊車両の通行許可を効率化・迅速化するためシステム化を進め、違反情報集計システムについては 2 月より運用開始し、特殊車両通行許可支援システム、現地取締り支援システムについては平成 30 年度の運用開始に向けて、確実に準備を進めた。

③ さらに、占用事務の効率化を目指すため、会社の要望確認や、他の事例調査等を実施し、占用システムの導入を決定し、導入に向けた体制を構築したほか、スケジュールの策定等、検討・調整を開始した。

④ このほか、車両制限令違反車両へのさらなる対応強化に向け、国及び会社を交えた重量違反車両等撲滅検討会を設置し、取締り体制の現状把握、対応すべき課題の確認、課題解決に効果的な施策について、関係機関と協議を行った。

(3)会社による高速道路の維持、修繕その他の管理については、平成 28 年度の実施状況を会社より「維持、修繕その他の管理の報告書」(以下「管理の報告書」という。)として報告を受け、ホームページで公表した。なお、平成 28 年度の実施報告書については、会社と連携して、アウトカム指標の記載内容の充実や耐震補強等の記載を追加するなど、記載内容のさらなる充実を図った。

また、アウトカム指標については、平成 28 年度に取り組んだ大幅な改善を反映させたアウトカム指標を公表し、「高速道路のさらなる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」、「業務に活用しやすい指標」及び「利用者に分かりやすい指標」となるよう図った。また、会社の経営指標としても活用しやすくするため、会社が目標値(P)を目指して取り組み(D)、その結果をもとに自己評価し(C)、さらなる高速道路の安全性及び利便性の向上に反映する(A)といった適切なPDCAサイクルを実施できるように、全ての指標で年度の目標値を公表した。

また、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、会社による計画的かつ実効的な事業実施が確保されることとなるよう、機構がリーダーシップをもって、関係機関と検討・調整し、平成 30 年度の公表から全ての指標で中期的な目標を会社と連携して設定出来るように取り組んだ。

さらに、実地確認や管理の報告書等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報について、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、情報共有を図った。

(4)会社の経営努力による高速道路の新設、改築又は修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組み(以下「助成制度」という。)については、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」(以下「助成委員会」という。)を 2 回開催した。助成委員会において経営努力要件に適合すると判断された 10 件を認定し、これらにより約 10 億円のコスト縮減が見込まれている。このうち、新たに認定された新技術の一部は、今後も複数の工事において採用される予定であり、継続的なコスト縮減が見込まれている。また、支払要件を満たした 7 件について、助成金約 2 億円を交付した。

修繕・特定更新等工事については、平成 27 年度末に見直した助成手続を受け、会社が制度をより積極的に活用できるよう、会社への支援を継続的に実施するとともに、さらなる改善に向けた会社との意見交換の場を定期的に設けた。この結果、平成 29 年度には新たに 5 件の修繕工事計画書が提出された他、これまで助成申請を行っていなかった会社においても助成委員会で審議・認定を行い、助成金を交付した。

さらに、助成制度の適用を拡大して更に活用しやすくするため、新たな評価方法についての検討に着手した。

なお、認定された新技術を含む経営努力案件は助成委員会の議事概要と併せホームページで公表するとともに、会社に対してコスト縮減の取組の積極的な活用を促した。

3. 業務運営の効率性と透明性の確保

会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、以下のような業務運営の効率化等の取組を行った。

(1)一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、契約の見直し(運転手付き乗用自動車提供業務から自動車運行管理業務への見直し等)を行うなど各経費の削減に努め、平成 24 年度に比べ 5%以上削減するとして目標を上回る削減(▲22.9%)を達成した。

(2)契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、平成 29 年度調達等合理化計画を策定し、公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達の合理化を推進した。

なお、平成 30 年 6 月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検・検証が行われ、平成 29 年度における全ての契約は適正に行われているとの評価を受けた。

(3)情報公開については、機構の業務運営の透明性を高め、説明責任を果たすため、次のように取り組んだ。

- ① 平成 29 年 8 月に、平成 28 年度決算の公表に合わせて、全国路線網、地域路線網(3 路線網)及び一の路線(3 路線)ごとの債務返済の計画と実績の対比及び差異の理由、セグメント情報等の機構の財務状況に関する詳細な情報について公表した。
- ② 機構の業務の枠組みや、平成 28 年度業務の実施状況、同年度決算の概要等をまとめた「高速道路機構の概要 2017」、同英語版及び詳細な開示情報を一冊にまとめた「高速道路機構ファクトブック 2017」を 10 月及び 11 月に発行した。

(4)情報セキュリティ対策については、最高情報セキュリティ責任者のもと、「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すると共に、適切な情報セキュリティ対策を推進した。

平成 29 年度における業務の概況は、以上のとおりである。今後も、債務の確実な返済に向けて、引き続き業務に取り組むとともに、社会経済情勢等の変化に適切に対応していく。

平成 28 年度業務実績評価における課題・改善事項等に係る平成 29 年度における
対応状況

平成 28 年度業務実績評価において国土交通大臣から指摘のあった課題・改善事項等については、平成 29 年度において次のとおり対応した。

課題・改善点、意見等	対応状況
<p>・他法人におけるセキュリティ事案が多数生じている現状を踏まえ、組織の情報セキュリティ対策の強化について更なる検討を行い、あわせて職員一人一人がセキュリティ対策についての意識を向上する必要がある。</p>	<p>・組織の情報セキュリティ対策の強化のため、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ペネトレーションテストの実施(3 月)- 情報セキュリティポリシーに基づいた内部監査の実施(6月) - プロキシサーバによる監視機能の強化(3 月) <p>・職員のセキュリティ対策意識の向上のため、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> - セキュリティ講習会、情報セキュリティポリシー等に関する自己点検、標的型メール訓練の実施(3 月) - 転入者も含め、役職員を対象とした情報セキュリティポリシーの周知、情報セキュリティに関する注意喚起

第 2 期の中期目標期間業務実績評価調書における課題・改善点、業務運営に対する意見等と平成 29 年度までにおける対応状況

第 2 期の中期目標期間業務実績評価調書において国土交通省独立行政法人評価委員会から指摘のあった課題・改善点、業務運営に対する意見等に係る事項については、平成 29 年度までにおいて次のとおり対応した。

課題・改善点、意見等	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約は、発注規模の拡大など民間の参入を促す優れたものであり、他の独立行政法人や公的団体にそのノウハウを伝達していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月に公表された「公共サービス改革プログラム」(行政刷新会議公共サービス改革分科会)等において複数年度契約について提言されているところであり、他の法人においても取り組んでいるものと考えられるが、当機構においても入札公告の際には、引き続きホームページで契約情報を公表するとともに、問合せ等があった場合には情報提供を行うこととした。
<ul style="list-style-type: none"> ・当初に比べてホームページは格段に良くなったが、財務情報については説明の方法にさらなる工夫が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報について、高速道路勘定における利益剰余金は、利益を留保しているものではなく、全て債務の返済に充てられるものであることを解りやすく示すため、ホームページにおける債務の返済と財務諸表の関係の記載を改善した。
<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの維持・管理の重要性が叫ばれる昨今の状況に鑑みると、各会社による道路の維持・管理状況に関する情報の公開には工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の協力を得て、各年度における会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用(管理コスト)に係る計画と実績の対比及び費用の縮減(もしくは増加)の内容並びに道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的指標(アウトカム指標)の実績を公表した。 ・平成 28 年度分の管理の報告書において、以下の改善を図った。 <ul style="list-style-type: none"> 》アウトカム指標の記載内容の充実や耐震補強等の記載を追加するなど、さらなる充実を図った。

課題・改善点、意見等	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・笹子トンネル事故を踏まえ、第 3 期中期計画(H25～H29 年度)に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、適切に対応する必要がある。 ・さらに、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申(H25.6.25)を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しにも、機構として積極的に取り組んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の老朽化が進行し、大規模な更新や修繕が必要とされる道路構造物が急速に増大しているため、老朽化対策や管理水準の向上に国及び会社と一体となって取り組む必要があった。 ・会社の大規模更新・修繕に関する計画に関与するなど、その対応について検討してきたが、今般、法令改正により、更新財源の確保と点検強化について新たな枠組みが整備されたため、この枠組に沿って、費用を十分に見込む一方で会社にコスト削減を促すことにより、道路資産を将来にわたって適切に良好な状態に保ち、かつ、債務を確実に償還するよう、協定を変更した。 ・この協定変更にあたっては、料金徴収期間の延長や更新に係る債務とその他の債務を区分した債務返済計画の策定等、多くの新たな検討事項を総力をあげて極めて短期間に変更内容に反映することによって、緊急に対応が必要な老朽化対策や点検の強化等を会社が直ちに着手できるようにした。 ・上記対応については、平成 26 年度までに実施済み。
<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組みについては、今後、高速道路の老朽化や補修が、日本だけでなく海外でも重要な問題になるため、特に、点検・管理に関する技術開発をサポートする取り組みが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社は、安全かつ円滑な道路交通の確保等を図るため、構造物点検の信頼性向上に寄与する点検技術の開発など様々な技術開発に取り組んでおり、これに必要な費用は計画管理費に含まれている。 ・機構は、機構法第 12 条第 1 項第 8 号に基づき、新技術の開発等により高速道路の新設、改築等の費用の縮減が図られたことが認定されれば、助成金を交付しており、これらの仕組みを通じて会社に対し新技術の開発等を促している。
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム指標については、さらなる充実や各会社で統一的な目標設定が必要であり、スピード感を持った取組が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高速道路のさらなる安全性及び利便性の向上に繋がる指標」、「業務に活用しやすい指標」及び「利用者に分かりやすい指標」となるように、機構がリーダーシップを持って、アウトカム指標の大幅な改善に取り組んだ。 ・具体的改善内容・成果は以下のとおり ・高速道路に関わる施策等の動向や「機構と会社の業務点検」における課題を踏まえつつ、車線令違反取締りや施設点検の強化等の高速道路の安全性及び利便性に繋がる 28 の指標項目を新たに追加した。 ・7 項目から 35 項目に増えた指標が利用者にわかりやすく伝わるように、相互に関連性のある指標項目を類型化・体系化し、分野・分類別に整理した。(7 項目(H24) ⇒ 5 分野・24 分類・35 項目(H28)) ・会社の経営指標としても活用しやすくするため、会社が目標値(P)を目指して取り組み(D)、その結果をもとに自己評価し(C)、さらなる高速道路の安全性及び利便性の向上に反映する(A)といった適切な PDCA サイクルを実施できるように、全ての指標で年度の目標値を設定し、公表した。さらに、関係機関と検討・調整して平成 30 年度の公表から全ての指標で中期的な目標を設定することとした。

平成 29 年度の業務実績

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
I 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。	—	—	—
II 業務運営の効率化に関する事項 機構は、会社(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。))第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 会社(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。))第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努める。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 会社と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努める。	
1 組織運営の効率化 機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。	1 組織運営の効率化 効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。 このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。 ① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備 ② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備	1 組織運営の効率化 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努めるとともに、IT等を活用したさらなる業務改善を図る。	平成29年度計画I-1 【年度計画I-1における目標設定の考え方】 設立時に必要最小限の組織として設置した4部体制により、法人の権限及び責任の明確化、透明性、自主性の向上等に対応した組織の整備、社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備を図るべく、組織運営の効率化に努める。 【平成29年度における取組】 1)各担当部の業務執行に当たり、引き続き、各部門間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。 2)ITによる業務改善を図るため、以下の取組を行った。 ・テレビ会議システムの活用を図るとともに利用状況の常時把握を行った。 ・ペーパーレス会議用iPadを調達(12月)し、役員会など各種会議への活用を図った。 ・ワーキングチームを立ち上げ(1月)、iPad導入等による業務効率化に向けた検討を行った。 ・各会社における電子化・ペーパーレス化の推進による生産性向上の取組について、会社との会議(3月)等を通じて、現状把握を行った。
2 一般管理費の縮減 機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、平成24年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに5%以上削減すること。	2 一般管理費の縮減 外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、平成24年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。	2 一般管理費の縮減 外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、平成24年度に比べ、5%以上の削減を行う。	平成29年度計画I-2 【年度計画I-2における目標設定の考え方】 外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、計画的な削減を図り、平成29年度は平成24年度に比べ、5%削減を行う。 【平成29年度における取組】 一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、契約の見直し(運転手付き乗用自動車提供業務から自動車運行管理業務への見直し等)を行うなど各経費の削減に努め、平成24年度に比べ5%以上削減するとして目標を上回る削減(▲22.9%)を達成した。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績										
			<p>《一般管理費削減実績》</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1626 296 2599 457"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平成24年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費及び特殊要因を除く。)</td> <td>465</td> <td>359</td> <td>▲22.9%</td> </tr> </tbody> </table>		平成24年度	平成29年度		金額	増減率	一般管理費 (人件費及び特殊要因を除く。)	465	359	▲22.9%
	平成24年度	平成29年度											
		金額	増減率										
一般管理費 (人件費及び特殊要因を除く。)	465	359	▲22.9%										
<p>3 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を着実に実施すること。</p>	<p>3 調達等合理化の取組の推進 公正性及び透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達の合理化を推進するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、その実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>3 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成29年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。 また、平成28年度「調達等合理化計画」の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>平成29年度計画I-3 【年度計画I-3における目標設定の考え方】 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を着実に実施する。</p> <p>【平成29年度における取組】 1)「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成28年度調達等合理化計画の実施状況についての自己評価を実施するとともに、平成29年度調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の審議を経て公表した。(6月)</p> <p>2)調達等合理化計画に定めた取組については、別紙のとおり着実に実施した。なお、平成30年6月に開催した契約監視委員会において、当計画の自己評価の点検を行うとともに、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募となった契約」及び「公益法人に対する支出」についても点検が行われ、平成29年度における全ての契約は適正に行われているとの評価を受けた。</p> <p>[参考資料:資料1]契約状況等</p>										
<p>4 積極的な情報公開 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。 また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分</p>	<p>4 積極的な情報公開 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施することにより、積極的な情報公開を行う。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努める。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促す。また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p>	<p>4 積極的な情報公開 次に掲げる取組を実施することにより、情報公開を行うとともに、公開内容の充実を図る。 その際、セグメント情報、会社情報等を含め、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等で分かりやすく提供する。 また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p>	<p>平成29年度計画I-4 【年度計画I-4における目標設定の考え方】 機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすためには、積極的な情報公開を進めることが必要であることから、公表が義務付けられている財務諸表だけでなく、機構の業務運営をより詳細に把握するのに役立つ情報を、多様な手段を通じて国民に分かりやすく提供する。</p>										

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。</p>	<p>① 財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>① 財務内容の公開 財務諸表等を公開する。 その際、セグメント情報もホームページに掲載する。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>平成29年度計画I-4-① 【平成29年度における取組】 1)平成28年度の財務諸表について、記者発表、ホームページ掲載を行い(8月)、官報に公告した。(9月) 2)平成28年度の債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報については、財務諸表とあわせて記者発表を行うとともに、ホームページに掲載した。(8月) その際、平成28年度のセグメント情報については、全国路線網、地域路線網(3路線網)及び一の路線(3路線)ごとに公表し、かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、6会社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすくホームページに掲載した。(8月) 3)財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載した。 [参考資料:資料2]債務の返済と財務諸表の関係</p>
	<p>② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況(保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等)をホームページに掲載する。</p>	<p>② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。</p>	<p>平成29年度計画I-4-② 【平成29年度における取組】 ホームページで公開している路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(総括表)」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(路線別)」について、随時更新した。</p>
	<p>③ 債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>③ 債務の返済状況の公開 機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>平成29年度計画I-4-③ 【平成29年度における取組】 1)平成28年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務(引渡し債務)及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して記者発表及びホームページにより公表した。(8月) 2)平成28年度における会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況について、記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p>
	<p>④ 債務返済の見通しの根拠の公開 協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>	<p>④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>	<p>平成29年度計画I-4-④ 【平成29年度における取組】 II-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠をホームページに公表した。(8月、3月)</p>
	<p>⑤ 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>	<p>⑤ 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>	<p>平成29年度計画I-4-⑤ 【平成29年度における取組】 1)平成28年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。(8月) 2)平成28年度の助成額及びコスト縮減額について、ホームページで公表した。(6月) 3)会社の協力を得て、平成28年度における会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用(管理コスト)に係る計画と実績の対比及び費用の縮減(または増加)の内容、道路管理の状況及び利便性の向上を示す客観的な指標(アウトカム指標)の実績等について、記者発表及びホームページにより公表した。(8月) 4)12月、3月開催の助成委員会で審議した会社の経営努力の内容について、助成委員会終了後にホームページにて公表した。(1月、3月)</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
	<p>⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p>	<p>⑥ 評価及び監査に関する事項 機構が行う業務実績報告及び自己評価、監事の監査報告、大臣から通知される年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。</p>	<p>平成29年度計画 I-4-⑥ 【平成29年度における取組】 1)以下の項目について、ホームページで情報提供を行った。 ・平成28年度/第3期中期目標期間[見込] 業務実績報告及び自己評価(6月) 業務実績評価(8月) ・平成28年度 監査報告(8月) ・平成28年度 会計監査報告(8月)</p> <p>2)なお、政策評価等については、当機構に関する部分はなかった。</p>
	<p>⑦ ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図る。</p>	<p>⑦ ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況を引き続き調査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る。</p>	<p>平成29年度計画 I-4-⑦ 【平成29年度における取組】 1)上記①から⑥の情報については、迅速にホームページに掲載するとともに、法定書類等については各事務所に備え置いて閲覧に供した。 2)より使い勝手の良いホームページとなるよう、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握するなどしたうえで、次のような改善を行った。 - 視認性向上を図るための、トップページのレイアウト見直し - 入札情報等の更新が頻繁な情報へのアクセス性を向上させるためにトップページにRSS フィードを設置 3)公共機関としての適切な情報発信や管理体制の高度化について検討するためにホームページの全ページ調査を実施した。(3月) また、よくある問合せ内容に対する回答を更新するなど、ホームページ掲載内容の充実を図った。</p>
	<p>⑧ 業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。</p>	<p>⑧ 業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。</p>	<p>平成29年度計画 I-4-⑧ 【平成29年度における取組】 パンフレット「高速道路機構の概要2017」、同パンフレットの英語版及び「高速道路機構ファクトブック2017」を発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付して情報提供を行った。(10~11月)</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																			
5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。	5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	平成29年度計画 I-5 【年度計画 I-5 における目標設定の考え方】 業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき自己評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて組織・業務運営の見直しなどを行う。 【平成29年度における取組】 1)平成28年度及び第3期中期目標期間[見込]の業務について、自己評価を行い、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に定める報告書を作成し、ホームページにて公表した。(6月) 2)平成29年度の業務についての進捗状況及び平成28年度に係る業務実績評価において、課題とされた事項への対応状況等について審議し(3月)、その内容を踏まえ平成30年度計画を策定した。(3月)																			
Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																				
機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する目的を達成すること。	協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する。	協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施する。																				
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け	平成29年度計画 II-1 【年度計画 II-1 における目標設定の考え方】 国民が良好な高速道路網を活用できるよう、高速道路を適切に保全するとともに、業務運営に関する透明性を確保するため、会社に貸し付けている高速道路資産の内容を適正に把握する。また、当該道路資産の管理の実施状況について会社からの報告を受けて十分に確認し、報告書を公表する。																			
① 機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。	① 道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	① 道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。	平成29年度計画 II-1-① 【平成29年度における取組】 1)高速道路資産の内容を適正に把握するため、会社と連携して、新設、改築等による変更内容が反映されるよう道路資産台帳を適切に更新したほか、路線ごとに延長、敷地面積、構造別延長等を記載した台帳についても、内容の変更が生じた都度、適切に確認を行った。 2)高速道路の供用区間延長は、新規供用区間 59.3km の増により 10,181km となった。																			
			<<道路資産保有及び貸付状況(平成30年3月31日時点)>> (単位:km) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">合計</th> <th>NEXCO</th> <th>NEXCO</th> <th>NEXCO</th> <th rowspan="2">首都 会社</th> <th rowspan="2">阪神 会社</th> <th rowspan="2">本四 会社</th> </tr> <tr> <th>東日本</th> <th>中日本</th> <th>西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用区間延長</td> <td>10,181</td> <td>3,878</td> <td>2,050</td> <td>3,499</td> <td>320</td> <td>261</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table> ※ 端数処理の関係上、計が合わないことがある。		合計	NEXCO	NEXCO	NEXCO	首都 会社	阪神 会社	本四 会社	東日本	中日本	西日本	供用区間延長	10,181	3,878	2,050	3,499	320	261	173
	合計	NEXCO	NEXCO			NEXCO	首都 会社	阪神 会社				本四 会社										
		東日本	中日本	西日本																		
供用区間延長	10,181	3,878	2,050	3,499	320	261	173															

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。</p>	<p>② 貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」(平成24年12月3日設置)、社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会(平成25年1月23日設置)等高速道路に関する各種有識者会議における再発防止対策等の検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる。また、上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>② 貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって平成26年度には特定更新等工事やメンテナンスサイクルの充実等の協定変更を行うなど、高速道路の安全性を一層向上させる措置を講じ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図った。上記を踏まえ、高速道路の管理の実施状況を把握し、国民や利用者によりわかりやすく伝えるため、会社と連携し、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」の記載内容の更なる充実を図り、ホームページを通じて公表する。</p> <p>なお、実地確認等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、引き続き国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-1-② 【平成29年度における取組】</p> <p>1)管理の報告書 平成28年度の管理の報告書について、会社と連携して、アウトカム指標の記載内容の充実や耐震補強等の記載を追加するなど、さらなる充実を図り、記者発表及びホームページで公表した。(8月)</p> <p>平成30年度に公表する平成29年度の管理の報告書の記載内容について、会社と連携して、記載内容のさらなる充実を図った。(3月)</p> <p>2)管理の実地確認 各会社の本社において管理の実地確認を行い、計画管理費の計画と実績の確認を行う(6月)とともに、各会社の現場(各会社1事務所)において管理の実地確認を行い、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況を確認した。(10月～1月)</p> <p>また、実地確認の結果が全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう情報の共有化を図った。(3月)</p>
<p>③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること</p>	<p>③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、その達成が適切になされるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p>③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、会社においてその達成が適切になされるよう、機構がリーダーシップを持って会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の更なる充実を通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-1-③ 【平成29年度における取組】</p> <p>1)平成28年度分のアウトカム指標について、会社と連携し平成28年度実績値の要因分析等を行うとともに、指標の追加や年度目標の設定等の平成28年度に取り組んだ大幅な改善を反映させたアウトカム指標を会社が作成する管理の報告書にわかりやすく記載し、記者発表及びホームページで公表した。(8月)</p> <p>2)また、会社において適切なPDCAサイクルが実施されるように、会議等を通じて、アウトカム指標を会社の経営指標に反映することを促した。</p> <p>3)さらに、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、会社による計画的かつ実効的な事業実施が確保されることとなるよう、機構がリーダーシップをもって、関係機関と検討・調整し、平成30年度の公表から全ての指標で中期的な目標を会社と連携して設定出来るよう取り組んだ。</p> <p>[参考資料:資料3]各会社のアウトカム指標一覧表(平成29年度)</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p>	<p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-2 【年度計画Ⅱ-2における目標設定の考え方】 承継債務等の早期の確実な返済を行うために、収入の確保、債務返済以外の支出の抑制及び債務返済の見通しの定量的な把握等により、債務の管理を適切に実施する。 平成29年度末時点における機構の有利子債務残高については、貸付期間内に債務の返済をする期首時点における債務返済計画に基づき、28.5兆円と見込んでいる。</p>
<p>① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定めること。 また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定すること。</p>	<p>① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定める。 なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、各単位ごとに適正な額を設定する。</p>	<p>① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定める。 なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、単位ごとに適正な額を設定する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-2-①②③ 【平成29年度における取組】 協定変更にあたっては、関係機関の協力を得て、最新の金利、交通動向等を十分に反映するとともに、確実かつ円滑な債務返済と適正かつ効率的な高速道路の管理が行われることを確認した上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を見直した。(8月、3月) また、見直しにあたり、各路線網に属する高速道路に係る有利子債務について、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないことを確認した。 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定めた。また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出した。(8月、3月) ・管理の実地確認により管理費の計画と実績について協定変更で見直しが必要となる乖離がないことを確認した。 ・協定変更の内容、理由等については、わかりやすくホームページに公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たした。(8月、3月)</p> <p>1)平成29年8月における協定変更の概要 ①対象路線網:全国路線網 ②変更内容 ・国の補助金を活用したスマートインターチェンジ9箇所の追加 ・耐震対策の追加等</p> <p>2)平成30年3月における協定変更の概要 ①対象路線網:全国路線網、阪神高速道路に係る地域路線網、一の路線 ②変更内容 ・財政投融資を活用した大都市圏環状道路等の整備加速や耐震強化対策の加速への対応 ・「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の改訂」(平成29年12月22日)を踏まえた新しい料金水準、有料道路事業の導入等への対応等</p>
<p>② 機構は、会社に対する道路資産の貸付に係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定めること。 その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。 また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図ること。</p>	<p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。 また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。 なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図ること。</p>	<p>② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。 また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。 なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図ること。</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。さらに、これに基づき、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。)第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>③ 大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。</p> <p>さらに、これに基づき、業務実施計画(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。</p> <p>また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第17条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「措置法」という。)第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																																																
<p>④ 機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。</p>	<p>④ 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意する。</p> <p>また、中期目標期間に会社から引き受ける有利子債務額6.6兆円を含め、当該期間の期末時点における機構の有利子債務残高を29.4兆円(業務実施計画の計画値)以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、国民負担の最小化を図るため、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p>	<p>④ 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の1)～3)に掲げる点に留意する。</p> <p>また、平成29年度末時点における機構の有利子債務残高を28.5兆円(業務実施計画の計画値)以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-2-④ 【実績値(当該項目に関する取組状況も含む。)]</p> <p>1) 高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努めた。 ・特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した協定変更を行い、適切な債務の残高の管理に努めた。(8月、3月)</p> <p>・会社の料金収入は、計画を3,044億円(11.7%)上回る2兆9,002億円となった。 《料金収入の計画と実績の対比》 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度計画</th> <th>平成29年度実績</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社の料金収入</td> <td>25,958</td> <td>29,002</td> <td>+3,044</td> </tr> </tbody> </table> <p>・機構の貸付料収入については、計画を2,834億円(14.9%)上回る2兆1,833億円となった。 《貸付料収入の計画と実績の対比》 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度計画</th> <th>平成29年度実績</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付料収入</td> <td>18,999</td> <td>21,833</td> <td>+2,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>・占用料、連結料及び兼用工作物の使用料収入については、法令等に基づき徴収を行った結果、49億円(対前年度比102.7%)となった。 《占用料等収入の昨年実績との対比》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度実績</th> <th>平成29年度実績</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占用料</td> <td>2,059</td> <td>2,180</td> <td>105.9%</td> </tr> <tr> <td>連結料</td> <td>2,539</td> <td>2,526</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>兼用工作物使用料</td> <td>162</td> <td>181</td> <td>111.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,760</td> <td>4,887</td> <td>102.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 会社からの債務引受額(有利子債務分)が計画を9,857億円下回る1兆3,659億円となり、また、貸付料収入が計画を2,834億円上回る2兆1,833億円に、支払利息は計画を274億円下回る3,362億円となった。この結果、平成29年度末時点における有利子債務残高は、平成29年度の計画値28兆5,477億円に対して26兆9,874億円となった。 ※支払利息には特定更新等工事に係る債務返済開始前の支払利息相当額を含む。 ※債務引受額が計画を下回った要因としては、主に供用時期の見直し等によるものである。</p> <p>《平成29年度末未償還残高》 債務返済計画における計画と平成29年度決算に基づく実績との対比 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未償還残高</td> <td>343,626</td> <td>328,023</td> <td>▲15,603</td> </tr> <tr> <td>債務残高</td> <td>287,576</td> <td>271,973</td> <td>▲15,603</td> </tr> <tr> <td> 有利子借入金</td> <td>285,477</td> <td>269,874</td> <td>▲15,603</td> </tr> <tr> <td> 社会資本借入金</td> <td>1,315</td> <td>1,315</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 無利子借入金</td> <td>783</td> <td>783</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td>56,050</td> <td>56,050</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度計画における「計画」とは、平成29年度の期首(H29.4)の業務実施計画に基づく、期末(H30.3)時点の計画値を指す。 ※決算数値を債務返済計画ベースに修正。(決算における期末の現金預金や貸付料等の未収入金は債務返済に充当し、経過利息等の未払費用等は精算したと仮定して試算した残高。以下参考及び3)の表において同じ。) ※端数処理の関係で計が合わないことがある。</p>		平成29年度計画	平成29年度実績	差	会社の料金収入	25,958	29,002	+3,044		平成29年度計画	平成29年度実績	差	貸付料収入	18,999	21,833	+2,834		平成28年度実績	平成29年度実績	対前年度比	占用料	2,059	2,180	105.9%	連結料	2,539	2,526	99.5%	兼用工作物使用料	162	181	111.7%	合計	4,760	4,887	102.7%		計画	実績	差	未償還残高	343,626	328,023	▲15,603	債務残高	287,576	271,973	▲15,603	有利子借入金	285,477	269,874	▲15,603	社会資本借入金	1,315	1,315	0	無利子借入金	783	783	0	出資金	56,050	56,050	0
	平成29年度計画	平成29年度実績	差																																																																
会社の料金収入	25,958	29,002	+3,044																																																																
	平成29年度計画	平成29年度実績	差																																																																
貸付料収入	18,999	21,833	+2,834																																																																
	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年度比																																																																
占用料	2,059	2,180	105.9%																																																																
連結料	2,539	2,526	99.5%																																																																
兼用工作物使用料	162	181	111.7%																																																																
合計	4,760	4,887	102.7%																																																																
	計画	実績	差																																																																
未償還残高	343,626	328,023	▲15,603																																																																
債務残高	287,576	271,973	▲15,603																																																																
有利子借入金	285,477	269,874	▲15,603																																																																
社会資本借入金	1,315	1,315	0																																																																
無利子借入金	783	783	0																																																																
出資金	56,050	56,050	0																																																																
<p>1) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路(道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p>	<p>1) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路(道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p>	<p>1) 全国路線網に属する高速道路(法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)に係る有利子債務については、平成29年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。</p> <p>2) 首都高速道路(道路会社法第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、平成29年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。</p>																																																																	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																																													
<p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額(法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画(法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。</p>	<p>3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額(法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p> <p>5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>	<p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務(全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。</p>	<p>参考: 過去5箇年度分の年度末及び民営化時点(平成17年10月1日時点)の未償還残高 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="1641 302 2772 562"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> <th>平成29年度末</th> <th>民営化時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未償還残高</td> <td>351,437</td> <td>346,114</td> <td>340,487</td> <td>332,101</td> <td>328,023</td> <td>425,366</td> </tr> <tr> <td>債務残高</td> <td>296,794</td> <td>291,080</td> <td>285,081</td> <td>276,303</td> <td>271,973</td> <td>381,654</td> </tr> <tr> <td> 有利子借入金</td> <td>292,729</td> <td>287,545</td> <td>282,046</td> <td>273,747</td> <td>269,874</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td> 社会資本借入金</td> <td>2,587</td> <td>2,231</td> <td>1,905</td> <td>1,600</td> <td>1,315</td> <td>5,049</td> </tr> <tr> <td> 無利子借入金</td> <td>1,478</td> <td>1,304</td> <td>1,130</td> <td>957</td> <td>783</td> <td>2,605</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td>54,643</td> <td>55,035</td> <td>55,407</td> <td>55,798</td> <td>56,050</td> <td>43,712</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 端数処理の関係で計が合わないことがある。</p> <p>3) 全国路線網、首都高速道路、阪神高速道路に係る平成29年度末における機構の有利子債務残高は、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</p> <p>≪ 機構の有利子債務残高の道路別内訳 ≫</p> <table border="1" data-bbox="1668 816 2745 961"> <thead> <tr> <th></th> <th>民営化時点の承継債務の総額</th> <th>平成29年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国路線網</td> <td>29.2兆円※</td> <td>20.3兆円※</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路</td> <td>4.4兆円</td> <td>3.9兆円</td> </tr> <tr> <td>阪神高速道路</td> <td>3.7兆円</td> <td>2.8兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: 本州四国連絡高速道路を含む。</p> <p>4) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務(全国路線網に属する高速道路にあつては、NEXCO3社及び本四会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額)返済の平成29年度期首における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して、記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p>		平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	民営化時点	未償還残高	351,437	346,114	340,487	332,101	328,023	425,366	債務残高	296,794	291,080	285,081	276,303	271,973	381,654	有利子借入金	292,729	287,545	282,046	273,747	269,874	374,000	社会資本借入金	2,587	2,231	1,905	1,600	1,315	5,049	無利子借入金	1,478	1,304	1,130	957	783	2,605	出資金	54,643	55,035	55,407	55,798	56,050	43,712		民営化時点の承継債務の総額	平成29年度末残高	全国路線網	29.2兆円※	20.3兆円※	首都高速道路	4.4兆円	3.9兆円	阪神高速道路	3.7兆円	2.8兆円
	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	民営化時点																																																										
未償還残高	351,437	346,114	340,487	332,101	328,023	425,366																																																										
債務残高	296,794	291,080	285,081	276,303	271,973	381,654																																																										
有利子借入金	292,729	287,545	282,046	273,747	269,874	374,000																																																										
社会資本借入金	2,587	2,231	1,905	1,600	1,315	5,049																																																										
無利子借入金	1,478	1,304	1,130	957	783	2,605																																																										
出資金	54,643	55,035	55,407	55,798	56,050	43,712																																																										
	民営化時点の承継債務の総額	平成29年度末残高																																																														
全国路線網	29.2兆円※	20.3兆円※																																																														
首都高速道路	4.4兆円	3.9兆円																																																														
阪神高速道路	3.7兆円	2.8兆円																																																														

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績												
<p>⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、引き続き実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明する。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-2-⑤ 【平成29年度における取組】</p> <p>1)平成28年度に債務引受のあった高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧事業及び特定更新等工事について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を記者発表及びホームページにより公表した。(8月)</p> <p>2)平成29年度の債務引受(有利子債務及び無利子債務)について、1兆4,197億円(新設・改築1兆48億円、修繕2,879億円、災害復旧369億円、特定更新等工事901億円)の債務引受契約を行った。会社から債務を引き受ける際には、平成17年10月に6会社と締結した「高速道路資産の機構への帰属・債務の引受の運用について」に基づき作成された事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認するとともに、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を適切に確認した。 また、引受資産の現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額が大きいもの等に係る確認を26回実施した。</p> <p>《平成29年度の債務引受額》</p> <table border="1" data-bbox="1617 659 2843 730"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>新設・改築</th> <th>修繕</th> <th>災害復旧</th> <th>特定更新等工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務引受額</td> <td>1兆4,197億円</td> <td>1兆48億円</td> <td>2,879億円</td> <td>369億円</td> <td>901億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 端数処理の関係で計が合わないことがある。 ※ 有利子借入金と無利子借入金の合計値。</p> <p>3)月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認した。</p> <p>4)道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、計画どおり13箇所実地棚卸を実施した。</p>		計	新設・改築	修繕	災害復旧	特定更新等工事	債務引受額	1兆4,197億円	1兆48億円	2,879億円	369億円	901億円
	計	新設・改築	修繕	災害復旧	特定更新等工事										
債務引受額	1兆4,197億円	1兆48億円	2,879億円	369億円	901億円										
<p>⑥ 債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。</p>	<p>⑥ 債務の確実な返済のため、SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。</p>	<p>—</p>													

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																																																																									
<p>⑦ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。</p>	<p>⑦ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮する観点から、例えば金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努める。</p>	<p>⑥ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、「長期／超長期・固定」を基本とし、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達を拡充するなど、調達の多様化に努める。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-2-⑥ 【平成29年度における取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「資金調達及び金融機関等選定審査委員会」において、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、長期／超長期・固定の資金調達を基本としつつ、金融情勢を踏まえ、超長期年限による調達の拡充に取り組む方針を定めた。 2) 上記方針のもと、調達の多様化と投資家層拡大を企図して前年度初めて取り組んだ40年利子一括払債を1,100億円発行し、66件の新規投資家が購入した。 3) 利子一括払債を含め、政府保証債・財投機関債の40年債を3,100億円(前年度は2,100億円)発行するなど、年限の長期化を図った。 4) 超長期年限の購入層拡大に向け、大手生命保険、全国の市町村・財団法人・事業法人等に加えて、宗教法人等にもIR活動を積極的に行うなど、幅広い投資家の需要を掘り起した。 5) 上記取組等により、調達全体に占める超長期年限の割合は63%、平均調達年限は21.7年となり、平均調達利率は0.59%という低い水準で、総額1兆6,690億円の資金を安定的に調達した。 6) 上記の資金調達の結果、平成29年度末には、債務残高の平均残存年限を8.6年(前年度末8.0年)に長期化させつつも、有利子債務残高の平均利率を1.16%(前年度末1.28%)に低下させた。 <p>≪平成29年度外部資金調達実績(概要)≫ (単位:億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1567 892 2849 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調達方法</th> <th rowspan="2">年限</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">(参考)平成28年度</th> </tr> <tr> <th>調達額</th> <th>平均利率※1</th> <th>調達額</th> <th>平均利率※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">政府保証</td> <td rowspan="4">政府保証債</td> <td>10年</td> <td>6,050</td> <td>0.15</td> <td>3,560</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>4,000</td> <td>0.59</td> <td>4,000</td> <td>0.43</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>2,400</td> <td>0.85</td> <td>1,600</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>40年</td> <td>700</td> <td>1.03</td> <td>400</td> <td>0.59</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,150</td> <td>0.46</td> <td>9,560</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自主調達</td> <td rowspan="3">財投機関債</td> <td>20年</td> <td>840</td> <td>0.63</td> <td>100</td> <td>0.29</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>300</td> <td>0.90</td> <td>200</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td>40年</td> <td>2,400</td> <td>1.31</td> <td>1,700</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,540</td> <td>1.11</td> <td>2,000</td> <td>0.76</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>16,690</td> <td>0.59</td> <td>11,560</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td colspan="2">超長期年限(10年超)の調達割合</td> <td colspan="2">63%</td> <td colspan="2">69%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均調達年限</td> <td colspan="2">21.7年</td> <td colspan="2">22.1年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務残高の平均残存年限 ※2</td> <td colspan="2">8.6年</td> <td colspan="2">8.0年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有利子債務残高の平均利率</td> <td colspan="2">1.16%</td> <td colspan="2">1.28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 調達額と債券発行時の応募者利回り(借入金は借入利率)を使った加重平均。 ※2 有利子及び無利子債務残高の平均残存年限。</p>	調達方法	年限	平成29年度		(参考)平成28年度		調達額	平均利率※1	調達額	平均利率※1	政府保証	政府保証債	10年	6,050	0.15	3,560	0.05	20年	4,000	0.59	4,000	0.43	30年	2,400	0.85	1,600	0.58	40年	700	1.03	400	0.59	計	13,150	0.46	9,560	0.32	自主調達	財投機関債	20年	840	0.63	100	0.29	30年	300	0.90	200	0.32	40年	2,400	1.31	1,700	0.84	計	3,540	1.11	2,000	0.76	合計		16,690	0.59	11,560	0.40	超長期年限(10年超)の調達割合		63%		69%		平均調達年限		21.7年		22.1年		債務残高の平均残存年限 ※2		8.6年		8.0年		有利子債務残高の平均利率		1.16%		1.28%	
調達方法	年限	平成29年度				(参考)平成28年度																																																																																						
		調達額	平均利率※1	調達額	平均利率※1																																																																																							
政府保証	政府保証債	10年	6,050	0.15	3,560	0.05																																																																																						
		20年	4,000	0.59	4,000	0.43																																																																																						
		30年	2,400	0.85	1,600	0.58																																																																																						
		40年	700	1.03	400	0.59																																																																																						
	計	13,150	0.46	9,560	0.32																																																																																							
自主調達	財投機関債	20年	840	0.63	100	0.29																																																																																						
		30年	300	0.90	200	0.32																																																																																						
		40年	2,400	1.31	1,700	0.84																																																																																						
	計	3,540	1.11	2,000	0.76																																																																																							
合計		16,690	0.59	11,560	0.40																																																																																							
超長期年限(10年超)の調達割合		63%		69%																																																																																								
平均調達年限		21.7年		22.1年																																																																																								
債務残高の平均残存年限 ※2		8.6年		8.0年																																																																																								
有利子債務残高の平均利率		1.16%		1.28%																																																																																								

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																				
<p>3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <p>機構が国から交付されるスマート IC の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <p>国から交付されるスマート IC の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を策定するとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <p>国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-3 【年度計画Ⅱ-3における目標設定の考え方】 会社によるスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設等の事業の速やかな実施を支援するため、国等から交付される出資金又は補助金が交付された場合には、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p> <p>【平成29年度における取組】 1)スマート IC 整備のための補助金については、国、NEXCO3 社及び本四会社と協力し、効率的な事務手続に努め、次表のとおり遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p> <p>《国等からの補助金の受入日と無利子貸付日》</p> <table border="1" data-bbox="1626 489 2825 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>国等からの補助金の受入日</th> <th>会社への無利子貸付日</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>10月30日</td> <td>10月31日</td> <td>82百万円</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>3月28日</td> <td>3月29日</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>平成30年4月26日</td> <td>平成30年4月27日</td> <td>32億86百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>35億68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3回は出納整理期間のためH29年度実績として計上。</p> <p>2)首都高速道路及び阪神高速道路に係る新設等の費用に充てるため国及び出資地方公共団体から交付された出資金について、国、出資地方公共団体及び首都・阪神会社と協力し、効率的な事務手続に努め、次表のとおり遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施した。</p> <p>《国等からの出資金の受入日と無利子貸付日》</p> <table border="1" data-bbox="1626 940 2825 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>国等からの出資金の受入日</th> <th>会社への無利子貸付日</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>7月24日</td> <td>7月25日</td> <td>126億14百万円</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>11月21日</td> <td>11月22日</td> <td>126億14百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>252億28百万円</td> </tr> </tbody> </table>		国等からの補助金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額	第1回	10月30日	10月31日	82百万円	第2回	3月28日	3月29日	2億円	第3回	平成30年4月26日	平成30年4月27日	32億86百万円	合計			35億68百万円		国等からの出資金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額	第1回	7月24日	7月25日	126億14百万円	第2回	11月21日	11月22日	126億14百万円	合計			252億28百万円
	国等からの補助金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額																																				
第1回	10月30日	10月31日	82百万円																																				
第2回	3月28日	3月29日	2億円																																				
第3回	平成30年4月26日	平成30年4月27日	32億86百万円																																				
合計			35億68百万円																																				
	国等からの出資金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額																																				
第1回	7月24日	7月25日	126億14百万円																																				
第2回	11月21日	11月22日	126億14百万円																																				
合計			252億28百万円																																				
<p>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <p>機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。</p>	<p>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</p> <p>国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-4 【年度計画Ⅱ-4における目標設定の考え方】 会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するため、国等から災害復旧のための補助金が交付された場合には、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。</p> <p>【平成29年度における取組】 平成28年度第二次補正予算で予算成立した有料道路災害復旧事業(熊本地震災害復旧補助金 34,195 百万円)について、国及び NEXCO 西日本と協力し、効率的な事務手続に努めて、次表のとおり遅滞なく NEXCO 西日本に対して無利子貸付けを実施した。</p> <p>《国等からの補助金の受入日と無利子貸付日》</p> <table border="1" data-bbox="1626 1524 2825 1665"> <thead> <tr> <th></th> <th>国等からの補助金の受入日</th> <th>会社への無利子貸付日</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>9月11日</td> <td>9月12日</td> <td>78億6百万円</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>平成30年3月19日</td> <td>平成30年3月20日</td> <td>211億95百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>290億1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度に51億94百万円の無利子貸付けを実施済。</p>		国等からの補助金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額	第1回	9月11日	9月12日	78億6百万円	第2回	平成30年3月19日	平成30年3月20日	211億95百万円				290億1百万円																				
	国等からの補助金の受入日	会社への無利子貸付日	貸付額																																				
第1回	9月11日	9月12日	78億6百万円																																				
第2回	平成30年3月19日	平成30年3月20日	211億95百万円																																				
			290億1百万円																																				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <p>① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用すること。また、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すこと。</p> <p>② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。</p>	<p>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <p>① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で高速道路の新設、改築及び修繕に係る債務引受額の縮減を行うよう、協定において、会社の経営努力によって生じる縮減額の一部に相当する額について、会社に対して助成を行う仕組みを適正に運用するとともに、この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促す。また、貸付料の額を固定することにより、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図る。</p>	<p>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</p> <p>① 協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」(以下「助成委員会」という。)の審議を行う等、適正な運用を行い、会社の更なる経営努力による費用の縮減を促すとともに、引き続きより良い制度となるよう検討を行う。この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促す。 また、貸付料の額を固定すること(料金収入の実績による増減を除く。)により、維持、修繕その他の管理に要する費用(債務引受額に係るものを除く。)の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。</p> <p>② 助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。 また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。 これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明性の向上を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-5 【年度計画Ⅱ-5における目標設定の考え方】 高速道路に係る国民負担の軽減を図るため、協定に基づき、助成制度について、適正な運用を図る。</p> <p>【平成29年度における取組】</p> <p>1)助成委員会を2回開催し(12月、3月)、経営努力要件に適合すると判断された10件の認定を行い、これらにより約10億円のコスト縮減が見込まれている。</p> <p>2)これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、支払い要件を満たした7件について、助成金(約2億円)を交付した。</p> <p>3)平成29年度に開催した助成委員会の議事概要、委員会資料をホームページに掲載し、透明性の向上を図った。また、助成制度の適正な運用及びこれまでの助成委員会で審議された新技術等を検索・閲覧できるシステムを通じて、各会社に対して新技術等の活用、標準化を含め、コスト縮減の取組への積極的な活用を促した。</p> <p>4)修繕・特定更新等工事については平成27年度末に見直した助成手続を受け、会社が制度をより積極的に活用できるよう、会社への支援を継続的に実施するとともに、さらなる改善に向けた会社との意見交換の場を定期的に設けた。この結果、平成29年度には新たに5件の修繕工事計画書が提出された他、これまで助成申請を行っていなかった会社においても、助成委員会で審議・認定を行い、助成金を交付した。 さらに、機構がリーダーシップを持って、会社と連携し、助成制度の適用拡大に向けた検討に着手した。</p> <p>[参考資料:資料4]助成金交付実績(概要)</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <p>① 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。 また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施すること。</p> <p>② 車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <p>① 措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。この手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築する。 また、道路占用又は高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 なお、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>② 車両制限令違反車両の取締りの強化を図るとともに、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。</p>	<p>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</p> <p>① 措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。 道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じて「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、占用入札制度を適切に運用する。 また、特殊車両通行許可、道路占用の事務など、平成28年度に簡素化・包括化の取組みを開始した権限代行事務全般について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>② 平成26年度に定めた車両制限令違反車両の取締りの強化の基準について適切に運用するとともに、会社と連携して更なる違反者の減少につながる取組みの強化に努める。 また、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ることとし、特車等</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-6 【年度計画Ⅱ-6における目標設定の考え方】 道路を利用した国民へのサービス向上を図り、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、道路管理権限の行使について、行政措置を遅滞なく実施し、制度の適切な運用に努めるとともに、事務手続の在り方について必要に応じて見直す。</p> <p>【平成29年度における取組】</p> <p>1)事務手続の簡素化 ・権限代行業務(※)約12,600件の約8割に相当する約9,700件については、許可等に際しての判断基準等をチェックリスト化し、その適合性を会社で予め適切に確認できるようにすることで、事務手続の標準化・効率化を図った。これにより、機構から会社への問合せが大幅に減少したため、手続に要する時間が約4分の1に短縮されるなど、機構と会社の事務処理を効率化し、申請者の利便向上を図った。また、チェックリスト方式のさらなる促進について検討するほか、実施状況のフォローアップを行い、チェックリストの導入対象を拡大するなど、課題への対応を随時行った。 ※取締り現場での対応となる車限令違反措置命令と、他の道路管理者が申請書類を受付けている特殊車両通行協議回答を除く。 ・非定型のためチェックリスト方式の導入が困難な業務については、機構の考え方や判断基準を会社と共有するために平成28年度に作成した事例集に、新たな事例(5件)、資料(6件)を追加することで、会社の確認スキルの向上を通じて、審査の円滑化を図った。</p> <p>2)特殊車両通行許可支援システム等の導入による事務効率化 ・違反情報集計システムを、2月に運用開始し、車両制限令の累積違反者への警告書の発出等に必要な違反情報の集計手続を簡略化することで、効率化を図った。また、平成30年度の運用開始を見込む、特殊車両通行許可支援システム、現地取締支援システムの発注手続も行った。 ※ 国システムと連携した全システムの運用を平成30年度半ばに開始予定。</p> <p>3)占用入札の実施 ・4件の占用入札を実施し、全て占用許可を行った。その他占用希望者が見込まれる案件(1件)について、入札占用指針案の策定等の入札に向けた手続を進めた。 ・道路管理WGを活用して、会社に対して占用入札の手続等を周知するとともに、個別案件の動向等について情報提供を行ったほか、占用入札において、会社とそれ以外の者とが競合した場合も含めて、公平性が確保されるよう提出書類や提出方法について、国及び会社と対応の検討・見直しを行い、次回の占用入札案件に適用させることとした。</p> <p>4)占用システムの導入による事務効率化 ・占用に係るシステムの導入について、会社からの要望の聞き取り、他の事例調査を実施した。 ・事例調査等を通じて、導入により占用に関する事務手続のさらなる迅速化が図れることを確認したため、平成30年度から占用システム導入に向けた作業を開始すべく、体制を整えるとともに、スケジュールの策定等、導入に向けた検討・調整を開始した。</p> <p>5)車両制限令違反車両への対応の強化 ・平成27年度に車限令違反車両への対応を強化した新たな枠組みの下で、会社が実施する違反車両の取締りと連携して、積載物満載・減載命令、通行の中止命令、悪質な重量超過を行った者の即時告発などを実施した。 ・重量違反車両へのさらなる対応強化を図るため、国及び会社を交えた重量違反車両等撲滅検討会を設置し、取締り体制(例:軸重計の設置数・整備計画、車限隊の基地数・隊員数など)について現状を把握した。さらに、重量違反車両の削減に向けて対応すべき課題(例:特車許可の手続期間、自動軸重計の設置数・設置場所、悪質な違反者等の把握など)を抽出・確認し、課題解決に効果的な施策(例:特車許可取得促進、自動軸重計の設置、違反データを活用した取締り強化など)について、関係機関と検討・協議も実施した。</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																				
		<p>関連システムについては、平成30年度の運用開始を目指して開発を推進する。</p>	<p>※平成29年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分載・減載命令 702件 【平成28年度実績: 169件】 - 基準の2倍超過車両の告発 6件 【平成28年度実績: 16件】 - 警告書発出 1,900件 【平成28年度実績: 1,998件】 - 是正指導実施 487件 【平成28年度実績: 364件】 <p>6) 通行の禁止措置の迅速な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震や大雨の場合には、あらかじめ会社からの通行止めの措置の要請とそれに対する機構の措置を行っておく仕組みに基づき、一定の基準値に達した時点で速やかに通行止めを実施した。 基準値に達した件数: 44件(地震1件、降雨43件) <p>《主な道路管理権限の行使の状況》</p> <table border="1" data-bbox="1715 558 2510 1016"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>【参考】 平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路区域決定件数</td><td>93</td><td>72</td></tr> <tr><td>占用許可処理件数</td><td>3,379</td><td>3,483</td></tr> <tr><td>連結許可処理件数</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>承認工事件数</td><td>42</td><td>32</td></tr> <tr><td>原因者負担金督促件数</td><td>17</td><td>12</td></tr> <tr><td>特殊車両通行許可件数</td><td>5,797</td><td>4,582</td></tr> <tr><td>特殊車両通行協議回答件数</td><td>6,880</td><td>5,575</td></tr> <tr><td>通行の禁止要請件数</td><td>3,206</td><td>2,252</td></tr> <tr><td>車限令違反措置命令件数</td><td>5,693</td><td>6,434</td></tr> <tr><td>道路標識決定件数</td><td>44</td><td>39</td></tr> <tr><td>区画線決定件数</td><td>44</td><td>34</td></tr> </tbody> </table> <p>7) 災対法に基づく道路啓開の迅速な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災対法に基づく区間指定及び解除タイミングの判断基準の明確化並びに道路啓開に係る会社への委託事務における会社からの費用請求書類の簡素化について会社と調整・決定したことにより、災対法適用時の事務処理を迅速化した。 ※車両の全数記録(写真等)を廃止する等、実際の現場作業に見合った費用請求書類へ変更。 		平成29年度	【参考】 平成28年度	道路区域決定件数	93	72	占用許可処理件数	3,379	3,483	連結許可処理件数	23	24	承認工事件数	42	32	原因者負担金督促件数	17	12	特殊車両通行許可件数	5,797	4,582	特殊車両通行協議回答件数	6,880	5,575	通行の禁止要請件数	3,206	2,252	車限令違反措置命令件数	5,693	6,434	道路標識決定件数	44	39	区画線決定件数	44	34
	平成29年度	【参考】 平成28年度																																					
道路区域決定件数	93	72																																					
占用許可処理件数	3,379	3,483																																					
連結許可処理件数	23	24																																					
承認工事件数	42	32																																					
原因者負担金督促件数	17	12																																					
特殊車両通行許可件数	5,797	4,582																																					
特殊車両通行協議回答件数	6,880	5,575																																					
通行の禁止要請件数	3,206	2,252																																					
車限令違反措置命令件数	5,693	6,434																																					
道路標識決定件数	44	39																																					
区画線決定件数	44	34																																					
<p>7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <p>本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。</p>	<p>7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務</p> <p>本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。</p>	<p>—</p>																																					

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。 なお、本州四国連絡橋(本四備讃線)(以下「本四備讃線」という。)の耐震補強事業については、着実に実施すること。 また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。</p>	<p>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋(本四備讃線)(以下「本四備讃線」という。)の耐震補強事業については、着実に実施する。 また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>	<p>7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋(本四備讃線)(以下「本四備讃線」という。)の耐震補強事業については、着実に実施する。 また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-7 【年度計画Ⅱ-7における目標設定の考え方】 本州四国連絡鉄道施設を適切に維持管理し、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、鉄道事業者からの利用料を確実に徴収し、当該施設を適切に管理するとともに、耐震補強事業を実施する。</p> <p>【平成29年度における取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) JR西日本及びJR四国と締結した協定の管理区分に基づき、機構が管理を行うこととなっている鉄道施設について、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する協定」(基本協定)に基づき、「本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に係る委託料の額に関する平成29年度協定」を締結し、本四会社へ委託することにより、管理を適切に行った。 なお、共用部共用施設の耐震補強事業については、本四会社が耐震性照査、補強設計を進め、3箇所新たに着手し、12箇所全てで耐震補強工事を進め、このうち1箇所が完了した。(3月) 2) 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業については、JR四国との間で、別途、基本的な枠組みを定めた「本四備讃線(児島・宇多津間)の耐震補強工事に関する協定」、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する施行協定」に基づき、「本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事の実施に関する年度協定(平成29年度)」を締結し、JR四国が耐震補強設計及び耐震補強工事を着実に実施した。 29箇所全てで耐震補強工事に着手済みであり、既に完了済の18箇所に加えて新たに3箇所が完了した。(3月) 3) JR西日本、JR四国とそれぞれ「本四備讃線(茶屋町・児島間)の鉄道施設の利用料の額に関する協定」、「本四備讃線(児島・宇多津間)の鉄道施設の利用料の額に関する協定」を締結し、平成29年度分の利用料7億71百万円を確実に徴収した。(3月)
<p>9 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。</p>	<p>9 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努める。</p>	<p>8 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8 【年度計画Ⅱ-8における目標設定の考え方】 国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進施策、新技術の開発及び環境への配慮、災害等に対する危機管理への取組に当たっては、国、出資地方公共団体及び会社と緊密に連携して推進する。</p>
<p>① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。</p>	<p>① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。</p>	<p>① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-① 【平成29年度における取組】 国、会社、機構間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの連絡調整会議のほか、部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。 また、出資地方公共団体とも、機構の決算説明会、出資説明会、事業説明会、会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績																																
<p>② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。</p>	<p>② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。</p>	<p>② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-② 【平成29年度における取組】 協定の見直しにあたり、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫するとともに、引き続き、助成制度を通じて、会社の継続的かつ自律的な効率化を促した。</p>																																
<p>③ 高速道路の利用促進 債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。 なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。</p>	<p>③ 高速道路の利用促進 債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。</p>	<p>③ 高速道路の利用促進 協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-③ 【平成29年度における取組】 1) 高速道路網の整備として、新名神高速道路(城陽～八幡京田辺)等59.3kmが新規供用となった。</p> <table border="1" data-bbox="1650 562 2852 846"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>新規供用区間</th> <th>新規供用延長</th> <th>供用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新名神高速道路</td> <td>城陽～八幡京田辺</td> <td>4km</td> <td>4月30日</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>養老JCT～養老</td> <td>3.1km</td> <td>10月22日</td> </tr> <tr> <td>新東名高速道路</td> <td>海老名南JCT～厚木南</td> <td>2km</td> <td>1月28日</td> </tr> <tr> <td>東関東自動車道</td> <td>鉾田～茨城空港北</td> <td>9km</td> <td>2月3日</td> </tr> <tr> <td>高速10号晴海線</td> <td>晴海～豊洲</td> <td>1.2km</td> <td>3月10日</td> </tr> <tr> <td>新名神高速道路</td> <td>高槻JCT～川西</td> <td>24km</td> <td>12月10日</td> </tr> <tr> <td>新名神高速道路</td> <td>川西～神戸JCT</td> <td>16km</td> <td>3月18日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 国の補助金を活用したスマートインターチェンジ9箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加した。(8月)</p> <p>3) 15箇所のスマートインターチェンジの供用を開始した。(3月)</p> <p>4) 多様で弾力的な料金施策として、会社が実施した高速道路の利用促進のための企画割引について、届出を受理し内容を確認した。(企画割引の実施:38件)</p>	路線	新規供用区間	新規供用延長	供用開始日	新名神高速道路	城陽～八幡京田辺	4km	4月30日	東海環状自動車道	養老JCT～養老	3.1km	10月22日	新東名高速道路	海老名南JCT～厚木南	2km	1月28日	東関東自動車道	鉾田～茨城空港北	9km	2月3日	高速10号晴海線	晴海～豊洲	1.2km	3月10日	新名神高速道路	高槻JCT～川西	24km	12月10日	新名神高速道路	川西～神戸JCT	16km	3月18日
路線	新規供用区間	新規供用延長	供用開始日																																
新名神高速道路	城陽～八幡京田辺	4km	4月30日																																
東海環状自動車道	養老JCT～養老	3.1km	10月22日																																
新東名高速道路	海老名南JCT～厚木南	2km	1月28日																																
東関東自動車道	鉾田～茨城空港北	9km	2月3日																																
高速10号晴海線	晴海～豊洲	1.2km	3月10日																																
新名神高速道路	高槻JCT～川西	24km	12月10日																																
新名神高速道路	川西～神戸JCT	16km	3月18日																																
<p>④ 調査・研究の実施 内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。</p>	<p>④ 調査・研究の実施 内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。</p>	<p>④ 調査・研究の実施 内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供すること。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-④ 【平成29年度における取組】 客観的指標の海外事例について、調査を実施し、結果をとりまとめるとともに、報告書として公表するための準備を行った。</p>																																
<p>⑤ 環境への配慮 物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。</p>	<p>⑤ 環境への配慮 環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>⑤ 環境への配慮 環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。 なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。 また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-⑤ 【平成29年度における取組】 1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき「平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し(4月)、環境物品の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。 2) 会社において、環境への取組方針が公表されるとともに、環境の保全と創出に配慮した取組が実施された。また、環境への取組や地球温暖化抑制に果たす高速道路の役割等を取りまとめた会社の環境報告書・CSR報告書等について機構ホームページを通じて周知を図った。</p>																																

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
<p>⑥ 危機管理</p> <p>会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。</p>	<p>⑥ 危機管理</p> <p>地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。</p> <p>特に、大規模災害等により東京本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行する。</p> <p>また、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練(不定時)や重要業務の継続訓練等を適宜実施することにより、迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>⑥ 危機管理</p> <p>地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。</p> <p>特に、大規模災害等により、各事務所(機構本部、関西業務部)において防災業務計画に定める重要業務の継続が困難な場合には、もう一方の事務所において手続きを行うほか、重要業務を継続させるために会社において手続きを実施できるよう平成28年度に構築した仕組みを会社と連携して適切に運用する。</p> <p>また、災害等への迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の向上を図るため、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練(不定時)や重要業務の継続訓練等を適宜実施する。</p> <p>なお、災害対策基本法に基づく道路区間指定の適用事例を引き続き検証し、必要に応じて体制・運用の充実・強化を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅱ-8-⑥</p> <p>【平成29年度における取組】</p> <p>1)防災業務計画に基づく的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際には、災害の規模に応じて、体制を構築した。 ・災害が発生した場合には、交通の危険防止のための通行の禁止、緊急車両の通行の許可など、会社からの要請に基づき、必要な措置を迅速かつ的確に行った。(地震、降雨、その他災害 51件) ・災害の発生に備え、計画的に防災訓練を実施した。(基本動作訓練:1回、安否登録訓練・参集応答訓練 3回) <p>2)防災業務計画の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな連絡手段の確立のためのIP携帯電話の導入や、安否確認システムの改善を行った。 ・防災業務の実施手順(管理職の交代、代行権限発動要件など)をさらに明確化させるため、防災業務マニュアルの見直し等を行った。(12月)
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	
<p>1 財務体質の強化</p> <p>債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。</p>	<p>1 財務体質の強化</p> <p>債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。</p>	<p>1 財務体質の強化</p> <p>債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。</p>	<p>平成29年度計画Ⅲ-1</p> <p>【年度計画Ⅲ-1における目標設定の考え方】</p> <p>貸付期間内に債務を返済するという債務返済計画を確実に実施するため、貸付料等の収入を確実に収受し、債務返済以外の支出を抑制し、必要な予算、収支計画、資金計画を策定する。</p> <p>【平成29年度における取組】</p> <p>I-2、Ⅱ-2-④及びⅡ-2-⑥のとおり、収入の確保を図るとともに、低利で円滑な資金調達に努めるなど、業務コストの縮減を進めた。</p>
	<p>2 予算(別表1のとおり)</p> <p>3 収支計画(別表2のとおり)</p> <p>4 資金計画(別表3のとおり)</p>	<p>2 予算(別表1のとおり)</p> <p>3 収支計画(別表2のとおり)</p> <p>4 資金計画(別表3のとおり)</p>	<p>平成29年度計画Ⅲ-2 予算の計画及び実績は別表1のとおりである。</p> <p>平成29年度計画Ⅲ-3 収支計画及び実績は別表2のとおりである。</p> <p>平成29年度計画Ⅲ-4 資金計画及び実績は別表3のとおりである。</p>

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
	IV 短期借入金の限度額 一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度9,600億円とする。	IV 短期借入金の限度額 一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度9,600億円とする。	平成29年度計画IV 【年度計画IVにおける目標設定の考え方】 一時的な資金不足等に対処し円滑な業務運営を図るため、短期借入金の限度額を9,600億円とする。 【平成29年度における取組】 一時的な資金不足等に対処するため、金融機関と当座貸越契約(限度額合計9,600億円)を締結した。 なお、一時的な資金不足等の事態は発生しなかったため、短期借入れは行わなかった。
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
	京都市道高速道路1号線(新十条通)の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻す。 このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。	平成29年度計画V 【年度計画IVにおける目標設定の考え方】 道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。また、不要財産となることが見込まれる財産に係る事務手続を進める。 【平成29年度における取組】 他の公共事業等との調整の結果、高速道路事業として不要となった財産については、道路区域減を行ったうえで売却し、債務の返済に充てた。(15件、5億86百万円)
	VI VIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VI VIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
	該当なし	該当なし	—
	VII 剰余金の使途	VII 剰余金の使途	
	なし	なし	—

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
V その他業務運営に関する重要事項	VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1 施設及び設備に関する計画 該当なし	1 施設及び設備に関する計画 該当なし	
1 業務の実施について 高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。	2 業務の実施について 高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるようにするため、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、例えば、「出向職員は出向元に関する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	2 業務の実施について 機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、平成25年度に整備した措置を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	平成29年度計画VIII-2 【年度計画VIII-2における目標設定の考え方】 平成25年度に整備した内部規程を遵守し、職員の意識啓発に取り組むとともに、必要に応じて体制の見直しを行う。 平成29年度計画VIII-2-① 【平成29年度における取組】 業務を厳格に実施するための仕組みとして、会社からの出向職員を、出向元の会社と機構との利益が相反するおそれがある業務(特定業務)に携わらせる場合は、当該業務の相手方である会社を出向元とする職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施することとしており、人事異動に伴い作業チームの構成員を見直し、業務を厳格に行った。なお、特定業務に係る決裁129件は適正に実施している。
2 人事に関する事項 ① 職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。	3 人事に関する計画 ① 方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制に取り組みつつ、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	3 人事に関する計画 ① 方針 1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。	平成29年度計画VIII-3 【年度計画VIII-3における目標設定の考え方】 機構の業務運営及び組織運営の効率化を図るため、職員の人事について、実績の処遇への反映、知識・能力の養成、配置の適正化、人員の抑制、人件費の削減、給与体系の見直しを図る。 平成29年度計画VIII-3-① 【平成29年度における取組】 1) 処遇への反映 ・夏季及び年末特別手当について、役職員の勤務実績を処遇に反映した。 2) 知識及び能力の養成 ・外部講習への派遣等を含めた職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員を参加させた。 ・ハラスメント防止に関する講習会を実施した。(10月) ・メンタルヘルス対策等に関する講演会を開催した。(1月、2月) ・入札談合等関与行為防止に関する講習会を実施した。(3月) ・情報セキュリティに関する講習会を実施した。(3月) 3) 人員の適正な配置 ・業務内容を踏まえ、人員の適正配置の確保を図り業務運営の効率化に努めた。 4) 衛生委員会に係る調整 ・より適正な職場の衛生管理を行うため、総務担当理事を委員長とする衛生委員会を原則月1回開催した。 5) 勤務時間管理の徹底 ・時間外労働時間の状況確認や産業医による面接指導の充実など、勤務時間管理の徹底を行った。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績														
<p>② 業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。</p> <p>③ 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>② 人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、中期目標期間中を通じて人員の抑制を図る。</p> <p>③ 人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>② 人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。</p> <p>③ 人件費に関する指標 人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 給与水準については、通則法に基づき国家公務員の給与水準等を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅷ-3-② 【平成29年度における取組】 常勤職員数が85名を上回らない体制の下で、業務を適切に実施した。 [参考資料:資料5]高速道路機構の各組織の職員数と主な業務</p> <p>平成29年度計画Ⅷ-3-③ 【実績値(当該項目に関する取組状況も含む。)] 1)平成29年度の役職員の給与については、国家公務員に準拠して関係規程の改正を実施した。(12月) 2)給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページにて公表を行った。(6月) (単位:千円・%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平成17年度</th> <th rowspan="2">平成28年度</th> <th rowspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>対前年度</th> <th>対平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費 (退職手当及び法定福利費を除く。)</td> <td>946,338</td> <td>797,842</td> <td>784,585</td> <td>▲1.7%</td> <td>▲17.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[参考資料:資料6]独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役職員の報酬・給与等について</p>		平成17年度	平成28年度	平成29年度	増減率		対前年度	対平成17年度	人件費 (退職手当及び法定福利費を除く。)	946,338	797,842	784,585	▲1.7%	▲17.1%
	平成17年度	平成28年度	平成29年度					増減率									
				対前年度	対平成17年度												
人件費 (退職手当及び法定福利費を除く。)	946,338	797,842	784,585	▲1.7%	▲17.1%												
<p>3 主たる事務所の移転 閣議決定された平成27年3月末までに主たる事務所を神奈川県に移転するため、検討を進めるとともに、必要な対応を行うこと。</p>	<p>4 主たる事務所の移転 閣議決定された平成27年3月末までに主たる事務所を神奈川県に移転するため、検討を進めるとともに、必要な対応を行う。</p>	—	(実施済み)														
<p>4 内部統制について 総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図ること。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>5 内部統制について 総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として国土交通省独立行政法人評価委員会に通知された事項を参考とし、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>4 内部統制について 平成27年4月1日施行の通則法の改正に伴い整備した、業務の適正を確保するための体制等の下で、適切に運用する。 また、情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を反映した機構の情報セキュリティポリシーに基づき、適切に推進する。</p>	<p>平成29年度計画Ⅷ-4 【年度計画Ⅷ-4における目標設定の考え方】 通則法の改正にあわせ、内部統制のさらなる充実・強化を図るとともに、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>【平成29年度における取組】 1)通則法の改正に伴い内部統制の充実・強化を図るため整備した、業務体制等の下で、役員会のほか、内部統制委員会(4月、9月、11月、3月)、資金調達及び金融機関等選定委員会(6回)、入札・契約手続運営委員会及び契約監視委員会(6月)を開催した。 2)債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動について、幹部連絡会において常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、リスクへの適切な対応を行っている。 また、内部統制委員会において、リスクの把握、対応策の状況及びリスクの評価について審議した。(9月) 3)情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーに基づき適切な対策を講じるとともに、現行の情報セキュリティ体制について、NISCによる監視を継続した。 また、以下のとおり対応を行った。 (主な実施事項) ・転入者も含め、役職員を対象とした情報セキュリティポリシーの周知、情報セキュリティに関する注意喚起を行った。 ・CISO会議やNISC主催などの会議・研修・勉強会へ参加し知識向上を図った。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、内部監査を実施した。(6月) ・標的型メール訓練、情報セキュリティポリシー等に関する自己点検、セキュリティ講習会を実施した。(3月) ・情報ネットワークのセキュリティ強化として、プロキシサーバによる監視機能の強化、ペネトレーションテストを実施した。(3月)</p>														

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成29年度計画	平成29年度の業務の実績
	<p>6 機構法第二十一条第三項に規定する積立金の使途 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。</p>	<p>5 機構法第二十一条第三項に規定する積立金の使途 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。</p>	<p>平成29年度計画Ⅷ-5 【年度計画Ⅷ-5における目標設定の考え方】 前中期目標期間繰越積立金は、中期計画のとおり、本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務に充てる。</p> <p>【平成29年度における取組】 前中期目標期間繰越積立金 24 億 14 百万円のうち、平成 29 年度は、減価償却に充てるため 62 百万円を取り崩した。(3 月)</p>

平成 29 年度調達等合理化計画 達成状況

平成 29 年度計画	平成 29 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>○重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 債券等の引受・募集等に係る契約 債券等の引受・募集等に係る契約については、これまで一 般競争入札等により競争性を確保した上で契約を締結してい る。 平成 29 年度においても、引き続きこの取組を通じて競争性・ 透明性の確保を図る。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>○調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約を締結することとなる案件については、事前に、機 構内に設置された入札・契約手続運営委員会等において、会計 規程における「随意契約によることができる事由」との整合性 や、より競争性のある調達手続実施の可否の観点から点検を行 うこととする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(2) 入札・契約手続運営委員会等において、半期毎の契約締結状 況における一者応札・応募となった契約等について、その要因 を分析し、改善すべき点がないか点検を行うとともに、その結 果について組織全体で共有を図ることとする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>(3) 当機構において、これまで不祥事は発生していないが、引き 続き、契約手続規程に則り適正に契約手続が行われているかど うかについて経理課において確認するとともに、</p> <p>予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止に 努めることとする。</p> <p>また、談合等の情報があった場合には、法人内に設置された公 正入札調査委員会において調査等を行うこととする。</p> <p>平成 29 年度においても、入札談合等関与行為防止法の研修を 実施するなど、引き続きコンプライアンス意識の向上を図る。 【実施結果】</p> <p>○自己評価の実施</p> <p>調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る 業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、 自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画</p>	<p>・債券等の引受・募集等に係る契約について、一般競争入札等によ り競争性・透明性を確保した。 【一般競争入札等による契約：100%】</p> <p>・随意契約については全て物品・役務提供に関する案件であり、こ れらについては事前に物品等入札・契約手続運営委員会において 点検を実施した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・入札・契約手続運営委員会等において、平成 29 年度に締結した契 約について半期毎に点検を実施し、その結果について組織全体で 共有を図った。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率：100%】</p> <p>・契約手続規程に則り適正に契約が行われているか経理課にて 確認した。</p> <p>・予定価格調書については、封入し、金庫に保管し漏えい防止に努 めた。</p> <p>・談合等の情報はなかったことから、公正入札調査委員会は開催 していない。</p> <p>・コンプライアンス意識の向上を図るため、入札談合等関与行為 防止法に係る研修を実施した。</p> <p>・主務大臣の評価結果を踏まえて、29 年度調達等合理化計画に反映 させるべきものはなかったことから、同計画の改定は行っていな い。 ・年度終了後、自己評価を実施し、契約監視委員会の点検を経て主</p>	<p>・一般競争入札（政保債 10 年以外、財投機関債 40 年以外） 34 件、35.3 億円</p> <p>・企画競争（財投機関債 40 年（主幹事方式）） 10 件、13.9 億円</p> <p>・確認公募（政保債 10 年（シ団方式）） 2 件、19.4 億円</p> <p>・随意契約（横浜三井ビル賃貸借契約等 12 件）については、事前に 物品等入札・契約手続運営委員会にて随契理由の整合性や、競争 性の導入可否の観点から点検を実施。 (H29. 3. 31、H30. 2. 8 委員会開催)</p> <p>・入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年度に締結した契約 について点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意 契約等について重点的に点検）を実施。 (H29. 11. 15、H30. 5. 14 委員会開催)</p> <p>・点検結果について、内部統制委員会にて審議し、機構内の情報共 有を図った (H29. 11. 27、H30. 5. 18 委員会開催)。</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・全役職員を対象として入札談合等関与行為防止法研修を実施。 (H30. 3. 2)</p> <p>・同左</p> <p>・年度終了後、入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年度の</p>

平成 29 年度計画	平成 29 年度の達成状況等	左記の具体的な取組内容
<p>の改定・策定等に反映させるものとする。</p> <p>○推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者として、入札・契約手続運営委員会等により調達等合理化に取り組むものとする。</p> <p>総括責任者 総務担当理事 副総括責任者 経理担当理事、企画担当理事 メンバー 総務部長、経理部長、企画部長、 関西業務部長</p> <p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出について事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p> <p>○その他 調達等合理化計画及び自己評価結果については、当機構のホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする</p>	<p>務大臣に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会等において調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。 ・年度終了後、平成 29 年度に締結した契約について半期毎に点検するとともに、平成 29 年度自己評価（案）の策定を行った。（再掲） ・契約監視委員会において、平成 29 年度調達等合理化計画を策定した。年度終了後、自己評価の際の点検を実施し、また競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についても事後点検を行い、その審議内容を公表した。 ・平成 29 年度調達等合理化計画及び自己評価を機構 HP にて公表した。 ・新たな取組の追加等はなかったことから、平成 29 年度計画の改定は行っていない。 	<p>自己評価（案）を策定し、役員会の審議及び契約監視委員会の点検を経て主務大臣に報告。（H30.6 末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内に存する以下の委員会において、調達等合理化計画に基づく契約の公正性・透明性の確保に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約手続運営委員会（建設コンサルタント業務等） ・物品等入札・契約手続運営委員会（物品買受け等） ・資金調達及び金融機関等選定審査委員会 ・会計監査人候補者選定審査委員会 ・上記の取組に加え、入札・契約手続運営委員会において、平成 29 年に締結した契約について半期毎に点検（一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約等について重点的に点検）を実施。（再掲）（H29.11.15、H30.5.14 委員会開催） ・また入札・契約手続運営委員会では、調達等合理化計画や自己評価に係る検討など、当機構の契約業務に係る総括的役割を担当。 ・平成 29 年度計画策定の点検（H29.6.16 第 10 回委員会） ・第 10 回契約監視委員会の審議概要の公表（H29.6.30 公表） ・平成 29 年度自己評価の点検、平成 29 年度における競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約及び公益法人向け支出についての事後点検（H30.6.7 第 11 回委員会） ・第 11 回契約監視委員会の審議概要の公表（H30.6 末） ・平成 29 年度計画の公表（H29.6.30 公表） ・平成 29 年度自己評価結果の公表（H30.6 末公表） ・同左

別表1 予算
【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	1,905,517	2,189,007	283,490	
道路業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	
鉄道業務収入	905	792	△ 113	
政府等出資金受入	25,228	25,228	-	
政府等補助金受入	3,416	43,304	39,887	
債券及び借入金	1,790,400	1,669,000	△ 121,400	
社会資本整備事業収入	324	557	234	
業務外収入	240	2,367	2,128	
計	3,725,125	3,929,463	204,338	
支出				
債務返済費	3,758,312	3,732,254	△ 26,058	
東京湾横断道路償還金	4,975	4,720	△ 255	
無利子貸付金	28,587	57,798	29,211	
経営努力助成金	192	195	3	
業務管理費	7,804	3,875	△ 3,928	
高速道路管理費	1,797	1,764	△ 33	
鉄道施設管理費	6,007	2,111	△ 3,895	
一般管理費	1,441	1,302	△ 139	
人件費	999	943	△ 56	
物件費	442	359	△ 83	
業務外支出	91,269	104,777	13,508	
計	3,892,579	3,904,921	12,342	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	
道路業務収入	1,904,612	2,188,215	283,603	※1
政府等出資金受入	25,228	25,228	-	
政府等補助金受入	3,359	43,270	39,911	※2
債券及び借入金	1,790,400	1,669,000	△ 121,400	※3
社会資本整備事業収入	324	557	234	
業務外収入	4	2,108	2,105	※4
計	3,723,927	3,928,379	204,452	
支出				
債務返済費	3,758,312	3,732,254	△ 26,058	※5
東京湾横断道路償還金	4,975	4,720	△ 255	
無利子貸付金	28,587	57,798	29,211	※6
経営努力助成金	192	195	3	
業務管理費	1,797	1,764	△ 33	
高速道路管理費	1,797	1,764	△ 33	
一般管理費	1,433	1,285	△ 148	
人件費	993	931	△ 63	
物件費	440	354	△ 86	
業務外支出	91,269	104,777	13,508	※7
計	3,886,565	3,902,792	16,227	

※1 道路資産貸付料収入等の増

※2 高速道路連結部整備事業補助金及び熊本地震に伴う有料道路災害復旧事業費補助金の受入による増

※3 政府保証国内債、財投機関債及び民間借入金の一部を発行・借入しなかったことによる減

※4 土地売却収入等による増

※5 機構債券の利率が当初計画を下回ったことによる支払利息等の減

※6 高速道路連結部整備事業補助金及び熊本地震に伴う有料道路災害復旧事業費補助金の増

※7 納付消費税等の増

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入				
業務収入	905	792	△ 113	
鉄道業務収入	905	792	△ 113	
政府等出資金受入	-	-	-	
政府等補助金受入	57	34	△ 23	
業務外収入	236	259	23	
計	1,198	1,085	△ 114	
支出				
業務管理費	6,007	2,111	△ 3,895	
鉄道施設管理費	6,007	2,111	△ 3,895	※1
一般管理費	8	17	10	
人件費	5	12	7	
物件費	2	5	3	
業務外支出	-	0	0	
計	6,014	2,129	△ 3,886	

※1 本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業等の支出が当初計画を下回ったことによる減

別表2 収支計画

【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,476,995	1,402,881	△ 74,115	
経常費用	1,476,995	1,402,824	△ 74,171	
道路貸付業務費	1,038,691	1,004,221	△ 34,469	
助成業務費	192	195	3	
鉄道施設利用業務費	8,886	8,617	△ 269	
一般管理費	1,597	1,433	△ 164	
人件費	982	936	△ 45	
経費	615	497	△ 119	
財務費用	361,161	336,044	△ 25,117	
道路資産取得関連費用	66,469	51,883	△ 14,586	
雑損	-	432	432	
臨時損失	-	57	57	
収益の部	1,812,860	2,086,542	273,682	
経常収益	1,786,452	2,059,759	273,306	
受取貸付料	1,759,166	2,021,599	262,433	
占用料収入	2,194	2,361	167	
連結料収入	2,333	2,340	7	
受取施設利用料	821	715	△ 106	
その他の売上高	18	1	△ 17	
補助金等収益	42	10,741	10,699	
寄附金収益	7,244	6,690	△ 554	
資産見返負債戻入	6,666	7,312	646	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,965	7,954	△ 11	
財務収益	3	21	17	
雑益	0	27	26	
臨時利益	26,408	26,784	375	
当期純利益	335,865	683,661	347,796	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	71	63	△ 8	
当期総利益	335,936	683,724	347,789	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,468,100	1,394,267	△ 73,833	
経常費用	1,468,100	1,394,210	△ 73,890	
道路貸付業務費	1,038,691	1,004,241	△ 34,450	
助成業務費	192	195	3	
一般管理費	1,587	1,416	△ 171	
人件費	976	924	△ 53	
経費	611	492	△ 118	
財務費用	361,161	336,044	△ 25,117	
道路資産取得関連費用	66,469	51,883	△ 14,586	
雑損	-	431	431	
臨時損失	-	57	57	
収益の部	1,803,160	2,077,271	274,111	
経常収益	1,777,605	2,051,053	273,448	
受取貸付料	1,759,166	2,021,599	262,433	
占用料収入	2,194	2,361	167	
連結料収入	2,333	2,340	7	
その他の売上高	-	1	1	
補助金等収益	-	10,704	10,704	
寄附金収益	7,244	6,690	△ 554	
資産見返負債戻入	6,666	7,312	646	
財務収益	3	21	17	
雑益	0	27	26	
臨時利益	25,555	26,218	663	
当期純利益	335,060	683,004	347,944	
当期総利益	335,060	683,004	347,944	

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	8,896	8,634	△ 262	
経常費用	8,896	8,634	△ 262	
鉄道施設利用業務費	8,886	8,617	△ 269	
一般管理費	10	17	7	
人件費	5	13	7	
経費	5	4	△ 0	
雑損	-	0	0	
収益の部	9,700	9,291	△ 409	
経常収益	8,847	8,725	△ 121	
受取施設利用料	821	715	△ 106	
その他の売上高	18	20	2	
補助金等収益	42	37	△ 5	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,965	7,954	△ 11	
財務収益	0	0	0	
雑益	-	0	0	
臨時利益	854	566	△ 288	
当期純利益	805	657	△ 147	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	71	63	△ 8	
当期総利益	875	720	△ 155	

別表3 資金計画
【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,040,542	4,026,504	△ 14,038	
業務活動による支出	515,188	487,887	△ 27,301	
管理費支出	100,705	105,180	4,475	
その他支出	414,483	382,707	△ 31,776	
投資活動による支出	-	80	80	
財務活動による支出	3,402,372	3,402,568	196	
次期への繰越金	122,982	135,970	12,987	
資金収入	4,040,542	4,026,504	△ 14,038	
業務活動による収入	2,075,070	2,179,419	104,349	
投資活動による収入	-	813	813	
財務活動による収入	1,808,016	1,687,332	△ 120,684	
前期よりの繰越金	157,457	158,941	1,484	

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,022,804	4,007,785	△ 15,019	
業務活動による支出	509,174	485,461	△ 23,713	
管理費支出	94,691	102,754	8,063	
その他支出	414,483	382,707	△ 31,776	
投資活動による支出	-	80	80	
財務活動による支出	3,402,372	3,402,568	196	
次期への繰越金	111,258	119,676	8,418	
資金収入	4,022,804	4,007,785	△ 15,019	
業務活動による収入	2,073,871	2,178,594	104,723	
投資活動による収入	-	813	813	
財務活動による収入	1,808,016	1,687,332	△ 120,684	
前期よりの繰越金	140,917	141,046	129	

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	17,739	18,998	1,259	
業務活動による支出	6,014	2,704	△ 3,310	
管理費支出	6,014	2,704	△ 3,310	
投資活動による支出	-	-	-	
次期への繰越金	11,724	16,293	4,569	
資金収入	17,739	18,998	1,259	
業務活動による収入	1,198	1,103	△ 95	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期よりの繰越金	16,540	17,895	1,354	

参考資料1

○契約状況

	H28年度					H29年度				
	件数	割合 (件数)	金額 (千円)	比率	平均 落札率	件数	割合 (件数)	金額 (千円)	比率	平均 落札率
一般競争入札	(17)	(56.7%)	(204,166)	(47.3%)	(73.6%)	(17)	(51.5%)	(114,612)	(32.0%)	(69.9%)
	45	69.2%	2,832,004	54.8%	-	51	64.6%	3,646,234	50.5%	-
企画競争等	(3)	(10.0%)	(77,587)	(18.0%)	(99.3%)	(4)	(12.1%)	(64,497)	(18.0%)	(99.9%)
	10	15.4%	2,188,793	42.3%	-	16	20.3%	3,399,483	47.1%	-
随意契約	(10)	(33.3%)	(149,478)	(34.7%)	(-)	(12)	(36.4%)	(179,533)	(50.1%)	(-)
	10	15.4%	149,478	2.9%	-	12	15.2%	179,533	2.5%	-
合 計	(30)	(100.0%)	(431,231)	(100.0%)	(-)	(33)	(100.0%)	(358,642)	(100.0%)	(-)
	65	100.0%	5,170,275	100.0%	-	79	100.0%	7,225,250	100.0%	-
(参考) 少額随契	(162)	(-)	(30,089)	(-)	(-)	(174)	(-)	(32,566)	(-)	(-)
	162	-	30,089	-	-	174	-	32,566	-	-

※ ()内は、債券発行に係る募集委託契約並びに引受及び募集取扱契約を除いた計数である。

※ 金額は単位未満四捨五入のため、計において合わない場合がある。

注1: 少額随意契約の範囲は次のとおり。

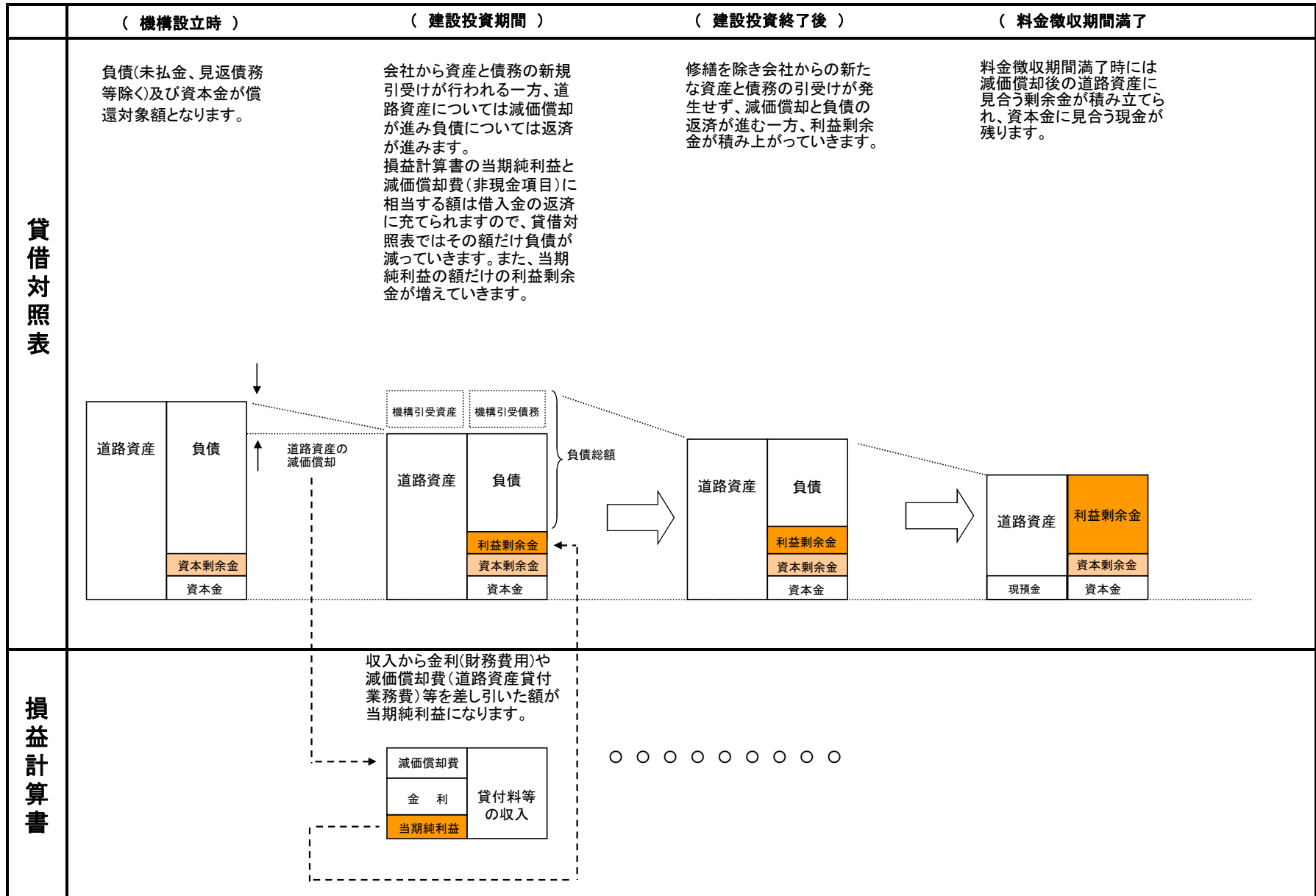
(工事又は製造: 250万円以下、財産の買入れ: 160万円以下、物件の借入: 80万円以下、その他(役務の提供、建設コンサルタント等業務): 100万円以下)

○平成29年度における随意契約の主な理由

項目	件数	随意契約の主な理由
事務所賃借(横浜、関西)、室内清掃(横浜)、レイアウト変更(関西)、後納郵便料	5	事務所の賃借及び清掃等に関する業務であり、代替性がないため随意契約としたもの。
格付取得(R&I、ムーディーズ)、QUICK Active Manager情報受信料、官報掲載取次業務	4	特定の情報を得る業務など、代替性がないため随意契約としたもの。
電話料、宿舍借上げ、新財務・会計システム改修	3	継続性が必要なため、随意契約としたもの。
合 計	12	

○一者応札・応募の状況

	H28年度				H29年度			
	件数	割合 (件数)	金額 (千円)	割合 (金額)	件数	割合 (件数)	金額 (千円)	割合 (金額)
2者以上	49	89.1%	3,719,768	74.1%	61	91.0%	5,049,075	71.7%
1者以下	6	10.9%	1,301,029	25.9%	6	9.0%	1,996,642	28.3%
合 計	55	100.0%	5,020,797	100.0%	67	100.0%	7,045,717	100.0%



各会社のアウトカム指標一覧表(平成29年度)

参考資料3

速報値

○アウトカム指標の実績

指標分類			東日本	中日本	西日本	本四	首都	阪神		
利用者視点	■総合顧客満足度 [単位:ポイント] CS調査等で把握するお客様の満足度[5段階評価]	H28実績値	3.5ポイント	3.6ポイント	3.5ポイント	4.1ポイント	3.4ポイント	3.6ポイント		
		H29実績値	3.6ポイント	3.6ポイント	3.6ポイント	4.1ポイント	3.6ポイント	3.6ポイント		
	■年間利用台数 [単位:百万台] 支払料金所における年間の通行台数 ^{※1}	H28実績値	1,045百万台	706百万台	997百万台	42百万台	359百万台	275百万台		
		H29実績値	1,054百万台	710百万台	1,011百万台	43百万台	365百万台	276百万台		
	■本線渋滞	□渋滞損失時間 [単位:万台・時] 渋滞が発生することによる利用者の年間損失時間 ^{※2}	H28実績値	604万台・時	1,040万台・時	554万台・時	4万台・時	2,300万台・時	1,001万台・時	
			H29実績値	651万台・時	1,242万台・時	638万台・時	4万台・時	2,560万台・時	969万台・時	
		新規着手箇所数	H28実績値	3箇所	3箇所	0箇所	—	0箇所	0箇所	
			H29実績値	1箇所	2箇所	0箇所	—	0箇所	1箇所	
		□ピンポイント渋滞対策実施箇所 [単位:箇所] ピンポイント渋滞対策を実施している箇所数	H28実績値	5箇所	6箇所	0箇所	—	4箇所	1箇所	
			H29実績値	6箇所	7箇所	0箇所	—	4箇所	2箇所	
		完了箇所数 【H27以降の累計値】	H28実績値	0箇所	3箇所	0箇所	—	0箇所	0箇所	
			H29実績値	1箇所	6箇所	0箇所	—	2箇所	0箇所	
		■路上工事	□路上工事による渋滞損失時間 [単位:万台・時] 路上工事に起因する渋滞が発生したことによる利用者の年間損失時間 ^{※2※3}	H28実績値	14万台・時	173万台・時	104万台・時	2万台・時	147万台・時	21万台・時
				H29実績値	23万台・時	207万台・時	97万台・時	1万台・時	152万台・時	39万台・時
	□交通規制時間 [単位:時間/km] 道路1kmあたりの路上工事に伴う交通規制時間		H28実績値	90時間/km	86時間/km	105時間/km	123時間/km	211時間/km	144時間/km	
			H29実績値	111時間/km	99時間/km	126時間/km	126時間/km	215時間/km	153時間/km	
	集中工事 ^{※4} を除く		H28実績値	90時間/km	79時間/km	83時間/km	123時間/km	210時間/km	138時間/km	
			H29実績値	111時間/km	92時間/km	122時間/km	126時間/km	212時間/km	144時間/km	
	■通行止め時間 [単位:時間] 雨、雪、事故、工事等に伴う年間の平均通行止め時間 ^{※5}		H28実績値	29時間	15時間	53時間	4時間	4時間	10時間	
			災害・悪天候	5時間	2時間	22時間	2時間	0時間	0時間	
事故・その他		6時間	2時間	2時間	2時間	1時間	1時間			
工事		18時間	11時間	29時間	0時間	3時間	9時間			
H29実績値		53時間	26時間	57時間	10時間	30時間	3時間			
災害・悪天候		16時間	13時間	19時間	9時間	28時間	2時間			
事故・その他		6時間	3時間	2時間	1時間	1時間	0時間			
工事		31時間	10時間	36時間	0時間	1時間	1時間			

○アウトカム指標の実績

指標分類			東日本	中日本	西日本	本四	首都	阪神	
利用者視点	■ETC2.0利用率 [単位: %] 全通行台数(総入口交通量)に占めるETC2.0利用台数 ^{※6}	H28実績値	11.6%	12.9%	11.7%	13.8%	15.0%	12.0%	
		H29実績値	15.7%	16.6%	14.3%	16.4%	20.4%	15.8%	
	■企画割引	□販売件数 [単位: 千件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数	H28実績値	108千件	33千件	268千件	-	0件	71千件
			H29実績値	241千件	80千件	208千件	-	0件	148千件
		□実施件数 [単位: 件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の実施件数	H28実績値	7件	9件	7件	1件	0件	3件
			H29実績値	10件	14件	7件	1件	0件	2件
交通安全	■死傷事故率 [単位: 件/億台キロ] 自動車走行車両1億台キロあたりの死傷事故件数 ^{※7}	H28実績値	4.7件/億台キロ	6.8件/億台キロ	6.9件/億台キロ	4.7件/億台キロ	12.1件/億台キロ	20.8件/億台キロ	
		H29実績値	算出中	算出中	算出中	4.0件/億台キロ	10.9件/億台キロ	20.7件/億台キロ	
	■車限令違反取締 [単位: 回、台又は件] 高速道路上で実施した車限令違反車両取締	□取締実施回数	H28実績値	1,495回	1,062回	1,469回	168回	662回	2,784回
		H29実績値	1,585回	982回	1,522回	154回	625回	2,797回	
		□引き込み台数	H28実績値	13,535台	18,505台	7,928台	1,689台	1,071台	1,111台
		H29実績値	12,960台	17,084台	8,224台	1,514台	1,283台	683台	
		□措置命令件数	H28実績値	2,199件	2,222件	1,075件	158件	280件	500件
		H29実績値	2,311件	1,822件	898件	60件	316件	286件	
		□即時告発件数	H28実績値	3件	11件	1件	0件	1件	0件
		H29実績値	1件	2件	2件	0件	0件	0件	
	■逆走	□逆走事故件数 [単位: 件] 逆走による事故発生件数 ^{※7}	H28実績値	5件	9件	21件	4件	2件	4件
			H29実績値	9件	6件	16件	0件	0件	1件
		□逆走事案件数 [単位: 件] 交通事故又は車両確保に至った逆走事案件数 ^{※7}	H28実績値	76件	33件	91件	5件	5件	11件
			H29実績値	59件	32件	74件	7件	4件	6件
	■人等の立入事案件数 [単位: 件] 歩行者、自転車、原動機付自転車等が高速道路に立入り、保護した事案件数	H28実績値	934件	833件	1,028件	101件	492件	317件	
		H29実績値	1,039件	888件	1,014件	105件	456件	331件	
■ガソリンスタンドの空白区間 [単位: 区間] 隣接するGS間の距離が100kmを超える区間数 ^{※8※9} ()内はうち会社を跨ぐ空白区間数	150km km 区 間 超	H28実績値	7区間 (0区間)	4区間 (4区間)	4区間 (4区間)	-	-	-	
		H29実績値	6区間 (0区間)	0区間 (0区間)	0区間 (0区間)	-	-	-	
	100km km 区 間 超	H28実績値	36区間 (0区間)	8区間 (4区間)	33区間 (16区間)	12区間 (12区間)	-	-	
		H29実績値	34区間 (0区間)	4区間 (0区間)	14区間 (12区間)	12区間 (12区間)	-	-	

○アウトカム指標の実績

指標分類			東日本	中日本	西日本	本四	首都	阪神
道路 保全	■快適走行路面率 [単位: %] 快適に走行できる舗装路面の 車線延長	H28実績値	97%	97%	97%	95%	97%	97%
		H29実績値	96%	96%	98%	95%	97%	97%

※道路保全に係る以下の指標の実績値について現在算出中

- ・点検率(橋梁・トンネル・道路附属物等)
- ・修繕着手済数(橋梁・トンネル・道路附属物等)
- ・橋梁の耐震補強完了率

指標分類			東日本	中日本	西日本	本四	首都	阪神	
地域 との 連携	■一般道からSA等への歩行者 出入口設置数 [単位:箇所] 一般道からSA等への歩行者出入 口が設置されているSA等の数	H28実績値	68箇所	126箇所	67箇所	0箇所	-	-	
		H29実績値	83箇所	127箇所	70箇所	0箇所	-	-	
	■占用 □占用件数 [単位:件] 道路占用件数	H28実績値	4,366件	3,914件	6,104件	653件	958件	1,223件	
		H29実績値	4,396件	4,016件	6,297件	645件	939件	1,231件	
	□道路占用による収入 [単位:百万円] 道路占用による収入	H28実績値	328百万円	173百万円	262百万円	80百万円	999百万円	382百万円	
		H29実績値	348百万円	187百万円	279百万円	84百万円	1,066百万円	393百万円	
	□入札占用件数 [単位:件] 入札占用制度による占用 件数	H28実績値	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
		H29実績値	2件	2件	0件	0件	0件	0件	
	■SA・PAの地元利用日数 [単位:日] 地元が販売・イベント等によりSA・ PAを利用した日数	H28実績値	1,973日	1,784日	1,722日	236日	12日	1日	
		H29実績値	2,215日	2,083日	2,527日	240日	14日	14日	
その他	■インセンティブ助成 ^{※10} [単位:件又は百万円] 新設改築・更新・修繕等でのイン センティブ助成	認定件数							
		H28実績値	5件	13件	6件	1件	0件	0件	
		H29実績値	2件	5件	1件	1件	0件	1件	
		交付件数							
		H28実績値	8件	0件	6件	0件	0件	0件	
		H29実績値	3件	1件	2件	0件	0件	1件	
交付額	H28実績値	243百万円	0百万円	203百万円	0百万円	0百万円	0百万円		
	H29実績値	51百万円	38百万円	106百万円	0百万円	0百万円	0百万円		

※1: 首都高速道路(株)・阪神高速道路(株)は支払い料金を複数回通過した場合でも「1台」として集計。

※2: 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)の数値は、1/1~12/31間の年間値。

※3: 首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)については、本線渋滞損失時間に全体の渋滞量(渋滞距離と渋滞時間を乗じたもの)に対する路上
工事に起因する渋滞量の割合を乗じたもの。

※4: 集中工事を除いた路上工事時間とは、お客様が迂回や時間・日程調整など回避行動をとることができるよう区間・期間を事前に広く
広報した上で行う工事を除いた路上工事時間である。

※5: 上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のべ時間・距離を営業延長で除算。

※6: H28年度実績はH29年4月時点、H29年度実績はH30年3月時点の値。

※7: 数値は、1/1~12/31間の年間値。

※8: 区間数は、方向毎(上下線別)にそれぞれ算出。

※9: 中日本高速道路(株)と西日本高速道路(株)に跨る区間は100km超及び150km超で4箇所、西日本高速道路(株)と本四高速道路(株)に跨る区間は
100km超で12箇所存在する。

※10: インセンティブ助成とは、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助成するための仕組みをいう。

平成29年度における助成金交付実績(概要)

参考資料4

I. 助成金の交付

認定した経営努力による費用の縮減額の1/2に相当する額を助成金として交付

路線名等	区間	経営努力内容	助成金 交付額
北関東自動車道	足利IC～岩舟JCT	ETCガントリーにおける新たな構造形式の採用	51百万円
		トンネル照明設備における新型照明器具の開発	
		北関東自動車道(足利IC～岩舟JCT)の早期供用	
第一東海自動車道	静岡IC～焼津IC	対面通行時の上下2車線運用による渋滞対策費等の縮減	38百万円
東九州自動車道	行橋IC～みやこ豊津IC	地元との協議による隣接地土砂採取場の確保	106百万円
		現場打ち延長床版工法の開発	
神戸線	環状分岐部～尼崎東	RC床版ジョイント部の連結に係る新工法の採用	0百万円
交付件数:7件(うち新技術・改良技術4件)			195百万円

高速道路機構の組織と業務

役員(理事長、理事(3名)、監事(2名))

常勤職員 合計80名

≪ 主な業務 ≫

≪ 主な業務量の例【平成29年度】 ≫

平成30年3月31日時点

総務部

27名

企画審議役

道路管理に関する企画調整

総務課

人事、組織、総務
総合調整、業務実施計画、中期計画、年度計画
広報、情報公開、文書管理、法務

・業務実施計画変更 4件
・第4期中期計画、平成30年度計画策定
・ホームページ更新回数 199回
・ファクトブック、パンフレット 2,080部発行
・占用許可処分取消請求訴訟等 5件(係争中)
・内部規程改正(10件)

管理課

道路資産異動管理・台帳更新、道路区域決定、土地交換等
財産整理・登記
占用許可、連結許可、兼用工作物協定等
特殊車両の通行許可、標識決定、区画線決定
通行の禁止、車限令違反措置命令(道路監視役[24時間体制])

・供用区間延長 10,181km
・不動産登記筆数 7,036筆
・占用許可 総件数 17,524件
年間処理件数 3,379件
占用料徴収件数 8,634件
・特車許可・協議件数 12,677件
・通行の禁止件数 3,206件
・車限令違反措置命令件数 5,693件

経理部

22名

経理課

予算、支出・収入決定、契約
決算、財務諸表等、財務データ管理

・予算額 3兆7,251億円
・契約金額 72億円(うち競争性のある契約71億円)
・資産額 40兆9,008億円
・負債額 28兆6,522億円(対前年度比3,869億円減)
・会社における道路資産の管理の実態について確認 2,992億円(13箇所)

資金課

資金調達、債務引受
資金計画、出資金等受入・無利子貸付
出納

・資金調達 1兆6,690億円(55件)
平均コスト 0.59%
・債務引受 13,720億円
・出資金(道路) 約252億円(国1/2、地方1/2)
出資地方公共団体数 8団体
・高速道路連結部整備事業費補助金 約36億円(全て国)
・高速道路通行者負担軽減補助金 107億円(全て国)
・有料道路災害復旧事業補助金 約290億円(全て国)

企画部

20名

企画審議役

協定・償還計画の管理、交通量見直し、料金施策等に関する調査・分析

企画課

会社との協定締結(変更)
会社が行う修繕工事等の計画・実績の確認
会社が行う高速道路の管理の実施状況の確認
無利子貸付計画の策定
災害復旧補助計画の策定
有料道路制度に関する調査

・協定変更 10件
・修繕工事等の計画・実績の確認
修繕工事3,671億円(30件)、特定更新等工事1,376億円(21件)
・管理の実地確認 12回
・無利子貸付計画の変更 出資金分(1件) 補助金分(8件)
・災害復旧補助計画 補助金分(6件)
・海外調査報告書 1件

計画調整課

債務返済計画の作成及び計画実績対比
交通量・料金収入・貸付料の照査
交通量推計手法等に関する調査
高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成
引受債務額の妥当性の確認及び帰属資産の現地確認

・收支予算の明細の作成 4件、計画実績対比 毎年
・交通量等の状況把握・分析 毎月(会社毎)
・路線毎の收支状況の把握・分析 毎年
・交通量推計手法等の調査 1件
・助成委員会の審議件数 9件
・経営努力要件適合性認定件数 10件(総認定件数373件)
・助成金交付件数 7件(約2.0億円)
・債務引受契約 14,197億円
(新設・改築 10,048億円、修繕 2,879億円、
災害復旧 369億円、特定更新等工事 901億円)
資産の現地確認件数 26回

関西業務部

11名

企画審議役

阪神・本四高速道路に係る会社が行う建設・管理

調査役

阪神・本四高速道路に係る出資地方公共団体・地元金融機関との調整

管理課

阪神・本四・西日本高速道路に係る総務・経理部関係業務
東京本部被災時における業務遂行

【総務部関係】
・阪神高速道路に係る公害調停、船場センタービル納入告知処分取消訴訟 2件
※不動産登記、占用許可、特殊車両の業務については総務部管理課の業務量に含まれる。
【経理部関係】
・阪神・本四高速に係る地方公共団体の出資金受入
※経理部資金課の業務量に含まれる。

調整課

阪神・本四高速道路に係る企画部関係業務
本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
本四鉄道施設の有償利用

・協定変更、利便増進計画の策定、債務引受契約等の業務については、企画部の業務に含まれる。
・本四鉄道施設の管理に関する協定 1件
・本四備讃線鉄道施設の耐震補強工事に関する協定 1件
・鉄道施設の利用率の額に関する協定 2件
(利用率収入8億円)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(法人番号3010405004914)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。
 機構の行うこれらの業務の公共性等にかんがみ、役員報酬水準については、通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当機構の業務の実績を考慮しつつ、役員の職責に応じた国家公務員の給与を参考としている。

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当について、主務大臣における業務評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

理事長
 理事長代理
 理事
 監事

役員の報酬は(独)日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程に基づき、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当としている。
 本給月額については、理事長は1,106,000円、理事長代理は907,000円、理事は822,000円、監事は744,000円としており、地域手当月額は、本給月額に100分の16を乗じて得た額としている。
 特別手当については、期末及び勤勉手当基礎額(基本給月額+地域手当月額)に特別手当支給基準に定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
 なお、平成29年度においては、国家公務員の給与の改定に準じ、特別手当(勤勉手当)の支給率について、0.05月分の引上げを実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 21,662	千円 13,404	千円 5,956	千円 2,145 (地域手当) 157 (通勤手当)		H30.3.31	
A理事長代理	千円 8,597	千円 5,442	千円 2,234	千円 871 (地域手当) 50 (通勤手当)		H29.9.30	◇
B理事長代理	千円 8,930	千円 5,442	千円 2,532	千円 871 (地域手当) 85 (通勤手当)	H29.10.1		◇
A理事	千円 16,459	千円 9,864	千円 4,319	千円 1,578 (地域手当) 50 (通勤手当) 648 (単身赴任手当)			

B理事	千円 7,917	千円 4,932	千円 2,092	千円 789 (地域手当) 104 (通勤手当)		H29.9.30	◇
C理事	千円 8,066	千円 4,932	千円 2,295	千円 789 (地域手当) 50 (通勤手当)	H29.10.1		◇
A監事	千円 14,377	千円 8,928	千円 3,909	千円 1,428 (地域手当) 112 (通勤手当)			
B監事	千円 14,653	千円 8,928	千円 3,963	千円 1,507 (地域手当) 255 (通勤手当)			◇

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準等が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長
理事長代理
理事
監事

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。

役員報酬の支給水準の設定の考え方は、I-1-①で示したとおりであるが、当機構は、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援するため、高速道路各社との適正な協定締結を通じ、約30兆円の債務の返済等に関する業務を担っており、機構発足以来、毎年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価を得ているとともに、平成28年度においても中期計画における所期の目標を達成していると認められるとの評価(B評価)を得ている。

これを踏まえた当機構の役員支給状況はI-2で示したとおりであり、参考としている国家公務員の給与(国家公務員指定職8号棒[事務次官級]:23,175千円「平成29年度人事院勧告資料3役員報酬関係」より引用)と比較してそれ以下であることから妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当機構の業務内容は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民の負担の軽減を図るとともに、高速道路会社の事業の円滑な実施の支援をすることである。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は、役員に就いた国家公務員の給与を踏まえて定められており、適当である。

また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当なし					
A理事 長 代理	千円 該当なし	年	月			
B理事	千円 該当なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
	該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の職務実績を報酬に反映させるため、役員報酬のうち、特別手当について、主務大臣における業務実績評価の結果を勘案の上、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしており、引き続きこの制度を運用することとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。

機構の行うこれらの業務の公共性等にかんがみ、職員給与水準については、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当機構の業務の実績を考慮し、当該職員について職責に応じた国家公務員の給与水準に準じている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

通則法第50条の10第1項の規定に基づき、職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮するものとしている。

- ・本給……職員の昇給は、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うこととしている。
- ・特別手当…特別手当の算出にあたり、勤務成績を反映して月数を決定することとしている。具体的な月数の決定にあたっては、人事院勧告で示された月数を参考にしている。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

職員の給与は(独)日本高速道路保有・債務返済機構給与規程に基づき、俸給及び諸手当(地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当)及び特別手当(期末手当及び勤勉手当)としている。

特別手当については、期末及び勤勉手当基礎額(基本給月額+地域手当月額)に特別手当支給基準に定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度においては、国家公務員の給与の改定に準じ、以下の措置を講じた。

- ・全体俸給表のベースアップ(平均0.15%)を実施した。
- ・扶養手当について、以下のとおり段階的に支給月額の見直しを実施した。
 - 配偶者:段階的に引下げ(13,000円→H29年度:10,000円→H30年度:6,500円)
 - 子:段階的に引上げ(6,500円→H29年度:8,000円→H30年度:10,000円)
 - 子以外の扶養親族に係る手当:本給表の級が7級である職員(本社部長職)は引下げ(H30年度:6,500円→H31年度:3,500円)
- ・特別手当(勤勉手当)の支給率について、0.1月分の引上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 38	歳 41.8	千円 7,200	千円 5,283	千円 151	千円 1,917
事務・技術	人 38	歳 41.8	千円 7,200	千円 5,283	千円 151	千円 1,917
非常勤職員	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
事務・技術	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

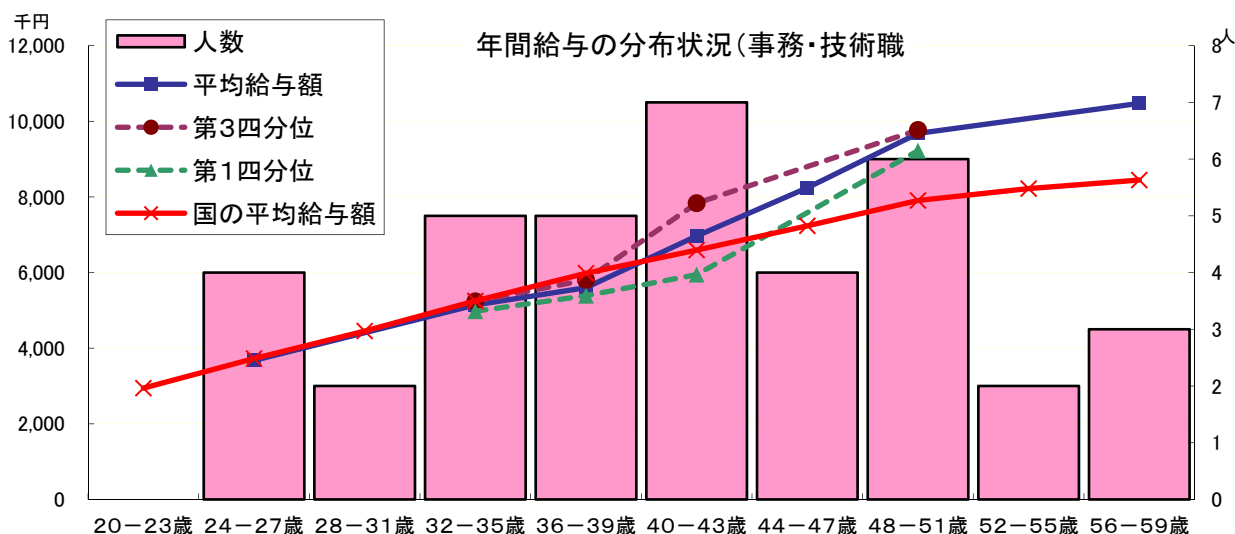
注1:平成30年4月1日に在職している者のうち、平成29年度一年間を通じて勤務した常勤職員及び非常勤職員に関する数値である。

注2:常勤職員中、研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため省略した。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員についても、該当者がいないため省略した。

注4:非常勤職員の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1: 24～27歳、28～31歳、44～47歳、52～55歳及び56～59歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、第1・第3分位の額については、表示していません。

注2: 28～31歳及び52～55歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、グラフを省略した。

注3: ①の年間給与額から通勤手当額を除いた状態となっています。以下④まで同じです。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本社部長	3	54.8	11,375	—
本社課長	4	50.3	9,510	—
本社課長代理	12	47.6	8,296	9,575 ～ 7,388
本社係長	8	38.3	5,734	6,418 ～ 4,977
本社係員	11	31.6	4,569	5,945 ～ 3,662

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		49.5	51.7	50.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		50.5	48.3	49.3
	最高～最低	53.2 ～ 47.3	50.2 ～ 46.2	51.0 ～ 46.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		59.3	59.9	59.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		40.7	40.1	40.4
	最高～最低	46.2 ～ 36.0	43.5 ～ 38.1	43.2 ～ 37.5

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 109.6 ・年齢・地域勘案 109.9 ・年齢・学歴勘案 108.2 ・年齢・地域・学歴勘案 109.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>全ての指数が高くなっている理由として、当機構は、勤務地が横浜市と大阪市のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門、国で言えば本府省などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、しかも時限的な組織であるため、機構固有の職員を採用せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っており、特に管理職層については、経験豊かな年代層の出向者を受け入れていることが当該指数を高める要因となっている。</p> <p>また、地域勘案指数については、国の本府省が地域手当支給区分の1級地(東京都特別区(20%))に置かれているのに対し、当機構の主たる事務所は平成26年度末の移転により、2級地(横浜市(16%))に置かれており、国の地方支分部局の国家公務員と給与水準を比較することも、当該指数を高める要因となっている。</p> <p>さらに、東京都特別区の勤務地からの出向者の採用も多く、地域手当の異動保障の支給対象となる職員の割合が国と比較して高くなっており、当該指数を高める要因となっている。</p> <p>【指数が高くなっている理由】</p> <p>①平成29年度に地域手当16%以上の支給地（横浜市、大阪市）に勤務する者の占める割合 機構：100% ⇔ 国（行一）：37.5%</p> <p>②職員の学歴構成による差異（大卒以上の占める割合） 機構：71.1% ⇔ 国（行一）：56.8%</p> <p>③横浜市と東京都特別区の国家公務員の給与水準の違い ・横浜市の給与水準 < 東京都特別区の給与水準 ・勤務地における地域手当支給割合等 横浜市：16% ⇔ 東京都特別区：20% 本府省特別調整手当等</p> <p>④地域手当の異動保障受給者の割合 機構：23.7% ⇔ 国：14.4%（全体）・4.9%（2級地）</p> <p>※国（行一）の割合については、「平成29年度国家公務員給与等実態調査」による。</p>
	<p>【支出総額に占める国の財政支出額及び給与等支給総額の割合】 支出予算額(平成29年度計画予算額)38,926億円(100%) 国の財政支出額(政府出資金、補助金)160億円(0.4%) 給与、報酬等支給総額(平成29年度計画予算額)8億円(0.02%)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 無し(平成28年度決算)</p>

<p>給与水準の妥当性の 検証</p>	<p>(法人の検証結果) 全ての指数が高くなっている理由として、当機構は、勤務地が横浜市と大阪市のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門、国で言えば本府省などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、しかも時限的な組織であるため、機構固有の職員を採用せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っており、特に管理職層については、経験豊かな年代層の出向者を受け入れていることが当該指数を高める要因となっている。</p> <p>また、地域勘案指数については、国の本府省が地域手当支給区分の1級地(東京都特別区(20%))に置かれているのに対し、当機構の主たる事務所は平成26年度末の移転により、2級地(横浜市(16%))に置かれており、国の地方支分部局の国家公務員と給与水準を比較することも、当該指数を高める要因となっている。</p> <p>さらに、東京都特別区の勤務地からの出向者の採用も多く、地域手当の異動保障の支給対象となる職員の割合が国と比較して高くなっており、当該指数を高める要因となっている。</p> <p>しかしながら、これらの事情を踏まえれば、Ⅱ-2で示した結果は、Ⅱ-1-①の考え方に沿ったものとなっており、適切な給与水準が確保されているものと言える。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 当機構の業務内容は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民の負担の軽減を図るとともに、高速道路会社の事業の円滑な実施の支援をすることである。</p> <p>その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は職員の職責に応じた国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。</p> <p>また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>俸給・諸手当など給与体系は国家公務員と同等となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>当機構は、平成17年10月の設立以来、企業で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところであるが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮するとともに、出向者を通じて若返りを図るなど効率的な組織運営を進める。</p>

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○ 22歳(大卒初任給)

対象なし

※当機構は、時限的組織であり、プロパー職員を採用せず、国及び高速道路会社から専門的知識・ノウハウを有する出向者のみで構成されているため

○ 35歳(本社係長)

月額:315,056円 年間給与:5,236,000円

○ 50歳(本社課長)

月額:548,192円 年間給与:8,769,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

通則法第50条の10第1項の規定に基づき、職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮するものとしており、引き続き職務実績に応じて支給する。

・本給・・・職員の昇給は、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うこととしている。

・特別手当・・・特別手当の算出にあたり、勤務成績を反映して月数を決定することとしている。具体的な月数の決定にあたっては、人事院勧告で示された月数を参考にしている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 735,391	千円 801,933	千円 802,105	千円 797,094	千円 784,585
退職手当支給額 (B)	千円 8,624	千円 0	千円 1,978	千円 0	千円 17,357
非常勤役職員等給与 (C)	千円 25,983	千円 27,674	千円 25,361	千円 27,017	千円 26,022
福利厚生費 (D)	千円 124,067	千円 145,178	千円 138,770	千円 136,394	千円 138,237
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 894,065	千円 974,785	千円 968,214	千円 960,505	千円 966,201

注:中期目標管理法のため、中期目標期間中の開始年度分から当年度分までを記載している。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本給及び業績手当の引上げを行ったが、定員を一定に抑える中で、適材適所への人員配置・効率的な組織運営を図ったことにより、対前年比で1.6%減となっている。
 - ・退職手当については、今年度増額となっているが、これは役員が退職したためである。
 - ・福利厚生費については、社会保険料率の引上げ等により対前年比で1.4%の増となった。
- 以上のことにより最広義人件費については、対前年比0.6%の増となっている。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

・役員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引き下げた。(調整率 $87/100$ ($10.875 = 12.5/100 \times 87/100$) $\rightarrow 83/100$ ($10.4625 = 12.5/100 \times 83/100$))

・職員に関する講じた措置の概要:調整率を3.3%引き下げた。(調整率 $87/100 \rightarrow 83/100$)

IV その他

特になし